

## 平成29年第1回皆野町議会定例会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| 招集告示  | 1  |
| 応招・不応招議員  | 2  |
| 3月7日(火)   |    |
| ○開会及び開議   | 6  |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介                                  | 6  |
| ○町長挨拶   | 6  |
| ○議事日程の報告  | 7  |
| ○会議録署名議員の指名   | 7  |
| ○会期の決定  | 7  |
| ○諸般の報告  | 8  |
| ○行政報告   | 9  |
| ○町政に対する一般質問   | 9  |
| 3番 小杉修一 議員  | 9  |
| 2番 林 太平 議員  | 15 |
| 1番 大塚鉄也 議員  | 17 |
| 5番 常山知子 議員  | 22 |
| 12番 宮原睦夫 議員   | 28 |
| 11番 内海勝男 議員   | 38 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程                                    | 45 |
| ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決                                  | 45 |
| ・議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例<br>の制定について |    |
| ○議案第2号の説明、質疑、討論、採決                                  | 49 |
| ・議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて       |    |
| ○議案第3号の説明、質疑、討論、採決                                  | 50 |
| ・議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例<br>の制定について |    |
| ○議案第4号の説明、質疑、討論、採決                                  | 52 |
| ・議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |    |
| ○議案第5号の説明、質疑、討論、採決                                  | 53 |
| ・議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ<br>いて        |    |
| ○議案第6号の説明、質疑、討論、採決                                  | 58 |
| ・議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について                     |    |
| ○議案第7号の説明、質疑、討論、採決                                  | 60 |

|   |     |
|---|-----|
| ・議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について        |     |
| ○議案第8号の説明、質疑、討論、採決                                | 6 1 |
| ・議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                 |     |
| ○議案第9号の説明、質疑、討論、採決                                | 6 2 |
| ・議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |     |
| ○議案第10号の説明  | 6 4 |
| ・議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について                      |     |
| ○延会について   | 6 8 |
| ○次会日程の報告  | 6 8 |
| ○延 会  | 6 9 |



3月8日（水）

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ○開 議                           | 7 3   |
| ○議事日程の報告                       | 7 3   |
| ○議案第10号の質疑、討論、採決               | 7 3   |
| ・議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について   |       |
| ○議案第11号の説明                     | 8 5   |
| ・議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算        |       |
| ○議案第12号の説明                     | 9 2   |
| ・議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算  |       |
| ○議案第13号の説明                     | 9 5   |
| ・議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算    |       |
| ○議案第14号の説明                     | 9 9   |
| ・議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算 |       |
| ○延会について                        | 1 0 0 |
| ○次会日程の報告                       | 1 0 1 |
| ○延 会                           | 1 0 1 |



3月9日（木）

|                  |       |
|------------------|-------|
| ○開 議             | 1 0 5 |
| ○議事日程の報告         | 1 0 5 |
| ○議案第11号の質疑、討論、採決 | 1 0 5 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| ・議案第11号 平成29年度皆野町一般会計予算               |     |
| ○発言の訂正                                | 130 |
| ○議案第12号の質疑、討論、採決                      | 150 |
| ・議案第12号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計予算         |     |
| ○議案第13号の質疑、討論、採決                      | 150 |
| ・議案第13号 平成29年度皆野町介護保険特別会計予算           |     |
| ○議案第14号の質疑、討論、採決                      | 156 |
| ・議案第14号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算        |     |
| ○日程の追加                                | 156 |
| ○議案第15号の説明、質疑、討論、採決                   | 156 |
| ・議案第15号 平成28年度皆野町一般会計補正予算（第4号）        |     |
| ○議案第16号の説明、質疑、討論、採決                   | 159 |
| ・議案第16号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  |     |
| ○議案第17号の説明、質疑、討論、採決                   | 160 |
| ・議案第17号 平成28年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）    |     |
| ○議案第18号の説明、質疑、討論、採決                   | 161 |
| ・議案第18号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |     |
| ○広報常任委員会委員長報告、質疑                      | 163 |
| ○議会運営委員会委員長報告、質疑                      | 163 |
| ○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について             | 165 |
| ○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について               | 165 |
| ○広報常任委員会の閉会中の継続調査について                 | 166 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査について                 | 166 |
| ○議決事件の字句及び数字等の整理                      | 166 |
| ○閉会について                               | 167 |
| ○閉 会                                  | 167 |

○ 招 集 告 示

皆野町告示第14号

平成29年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月2日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成29年3月7日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|     |   |   |   |   |    |     |   |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|
| 1番  | 大 | 塚 | 鉄 | 也 | 議員 | 2番  | 林 |   | 太 | 平 | 議員 |
| 3番  | 小 | 杉 | 修 | 一 | 議員 | 4番  | 宮 | 前 |   | 司 | 議員 |
| 5番  | 常 | 山 | 知 | 子 | 議員 | 6番  | 若 | 林 | 光 | 雄 | 議員 |
| 7番  | 大 | 澤 | 金 | 作 | 議員 | 8番  | 新 | 井 | 達 | 男 | 議員 |
| 9番  | 大 | 澤 | 徑 | 子 | 議員 | 10番 | 四 | 方 | 田 |   | 議員 |
| 11番 | 内 | 海 | 勝 | 男 | 議員 | 12番 | 宮 | 原 | 睦 | 夫 | 議員 |

不応招議員（なし）

## 平成29年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成29年3月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

1番 大 塚 鉄 也 議員

5番 常 山 知 子 議員

12番 宮 原 睦 夫 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についての説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

|     |      |    |     |      |    |    |
|-----|------|----|-----|------|----|----|
| 1番  | 大塚鉄也 | 議員 | 2番  | 林    | 太平 | 議員 |
| 3番  | 小杉修一 | 議員 | 4番  | 宮前   | 司  | 議員 |
| 5番  | 常山知子 | 議員 | 6番  | 若林光雄 | 議員 | 議員 |
| 7番  | 大澤金作 | 議員 | 8番  | 新井達男 | 議員 | 議員 |
| 9番  | 大澤径子 | 議員 | 10番 | 四方田  | 実夫 | 議員 |
| 11番 | 内海勝男 | 議員 | 12番 | 宮原睦夫 | 議員 | 議員 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |            |      |
|--------------------|-------|------------|------|
| 町長                 | 石木戸道也 | 副町長        | 土屋良彦 |
| 会計兼計者<br>兼<br>会計課長 | 玉谷泰典  | 教育長        | 豊田尚正 |
| 総務課長               | 川田稔久  | 町民生活<br>課長 | 浅見幸弘 |
| 参事兼<br>健康福祉<br>課長  | 浅見広行  | 税務課長       | 米沢満夫 |
| 産業観光<br>課長         | 宮原宏一  | 建設課長       | 長島弘  |
| 参事兼<br>教育次長        | 高橋修   |            |      |

事務局職員出席者

|      |      |    |     |
|------|------|----|-----|
| 事務局長 | 豊田昭夫 | 書記 | 山田巖 |
|------|------|----|-----|

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

○議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成29年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。各地の桜の開花予想も発表され、山々の木々の芽も膨らんでまいりました。一昨日は、第3回みなみの美の山さくらマラソン大会が開催され、県内外から360名の選手の皆さんが健脚を競いました。遠くは秋田県、石川県からの参加者や77歳の男性、75歳の女性選手など、小中学生から高校生、そして社会人の老若男女の選手が春浅い美の山観光道路を走り抜きました。

今週末の11日は、東日本大震災発生から6年を迎えることになりました。犠牲になりました多くのみたまに改めて哀悼の誠をささげます。ご家族やご親族を亡くした皆様のご心痛は、いまだ癒えることはありません。被災地では、復興事業や原発事故処理や除染対策など、懸命に取り組んでいますが、避難生活を余儀なくされている12万の方々の一日も早いふるさとへの生活復帰ができますことを願ってやみません。

本日は、平成29年第1回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、平成29年度の重点施策について申し上げます。1つとして、楽しく子育て元気で長生き対策、2つ目として、安全、快適なまちづくり、3つ、教育、文化、スポーツの推進、4つ、農林、商工、観光の振興、5つ目として、地域コミュニティの推進と財政の健全化の5項目を引き続き重点施策として取り組んでまいります。

まず、18歳まで子ども医療費無料の拡大、血糖値検査器の設置など、糖尿病対策の強化を図ります。引き続き生活道路の整備、緊急車両通行不能区間解消に向け取り組んでまいります。

教育においても引き続き学力向上とグローバル教育を推進するとともに、放課後子ども教室開設に向けて取り組みます。

道の駅みなみの農産物直売所を中心とした農作物や加工品の販売促進への支援や、ことしも秩父音頭まつりや皆野横丁などのイベントの開催、遊休農地対策、有害鳥獣対策の充実を図ります。本年も区長会、民

生委員協議会、コミュニティ協議会と連携し、笑顔と挨拶が行き交う地域づくりを推進し、町民の皆様が日々幸せを感じる日本一住みよいまちづくりにつなげていきます。全ての町の事務事業を進めるには、健全な財政の裏打ちがあってこそであります。最少の経費で最大の効果を念頭にした行財政運営により、健全財政を堅持してまいります。

このような施策に対する予算は、一般会計においては40億7,330万円であります。国保など3特別会計予算では26億8,050万円であり、合わせた予算総額は67億5,380万円であります。誰もが住んでみたいまち、住み続けたいまちを目指して、スピード感を持って取り組んでまいります。

本定例会におきましてご審議賜る町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、18議案であります。よろしくご審議を賜り、可決いただけますようお願い申し上げます。開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 四方田 実 議員

11番 内海 勝男 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月19日、横瀬町役場で開催の第31回ちちぶ定住自立圏推進委員会に、22日横瀬町役場で開催の秩父地域議長会第3回定例会に出席しました。

月がかわりまして1月6日、浦和ロイヤルパインズホテルで開催の豊かな埼玉をつくる県民の集いに、7日、秩父市で開催の秩父消防本部消防出初め式に、11日、埼玉県知事公館で開催の県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、19日、J Aちちぶ新年祝賀会に、27日、秩父地域議長会主催の合同研修会として造幣局さいたま支局、豊島区役所の視察研修に事務局長と出席いたしました。

月がかわりまして、2月10日、県民健康センターで開催の町村長、町村議会正副議長合同研修会に、20日秩父地域地場産業振興センターで開催のFIND Chichibuの中間報告会に、28日、県民健康センターで、埼玉県町村議会議長会主催の自治功労表彰式並びに総会に四方田議員と出席し、四方田議員が議会議員として25年在職し、功労のあった者、私が15年在職し、功労があった者として自治功労賞を受賞いたしました。

私からは以上です。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 別に報告事項はありません。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

平成29年1月25日、全員協議会が開催されまして、四方田実議員とともに出席をいたしました。議事は、報告事項といたしまして、新火葬場の進捗状況として、3月中旬ごろには全てが完成するとの報告がございました。また、議会運営につきましては、一般会計予算の概要の説明がございました。あわせて、水道会計予算の概要説明も行われました。

平成29年2月8日、第1回定例会議が開催され、四方田実議員とともに出席をいたしました。一般質問の後、管理者提出議案7件がございました。秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が可決され、その後、平成28年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、水道事業会計補正予算（第3回）が可決されました。

続きまして、平成29年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、また平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算が可決し、全議案とも原案どおり可決されました。

以上をもって、秩父広域市町村圏組合議会報告といたします。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

◇

◎行政報告

○議長（大澤径子議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

お手元に配付の資料をごらんください。1点目ですが、皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを制定しましたので、ごらんください。概要は、10キロワット以上の太陽光発電施設設置の場合は、事前に近隣住民に周知するものであります。このガイドラインは、申請、許可、指導というものではなく、罰則規定もない努力義務の大枠を示すものです。

次に、俳句ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会に加入しましたので、報告します。来る4月24日、東京都荒川区において当推進協議会を設立し、俳句のユネスコ無形文化遺産への登録を推進するものです。発起人は、日本を代表する俳句4団体と松尾芭蕉生誕地の三重県伊賀市長であります。また、正岡子規出身の松山市、奥の細道ゆかりの荒川区と大垣市も加わっています。

以上の2点を報告いたします。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。

---

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。

長野県において遭難救助訓練のヘリコプターが墜落してしまいました。遭難者救助のスペシャリストである若い隊員の方が大勢亡くなってしまったこと、訓練中であつての大惨事ですが、これから検証もあるのでしょうか、大変残念であり、深い哀悼の意を申し上げます。そして、この皆野町でも不慮の事故が発生してしまったようで、お見舞い申し上げます。この後質問される方もおられるようですが、私も仕事で工事に携わっておりますので、安全第一を心がけてまいりたいと深く思うところであります。

それでは、本日も気合いを入れて質問させていただきます。

質問の1項目ですが、人口1万人を切る危機に直面してであります。皆野町まち・ひと・しごと創生総

合戦略が昨年策定されましたが、今やいよいよ町人口が1万人を下回る方向の危機にあります。

①、国の地方創生加速化交付金2次募集で、当町はどのようにされたのでしょうか。

②、少子化対策をいかに図られますか。

③、少子化の影響に端を発した三沢小学校の合併計画撤回の問題は1年余りが過ぎましたが、いい方向が見えてきておられるのでしょうか。

以上、3点お聞きいたします。

次に、質問の2項目、町民の安心と情報についてであります。去る2月6日未明において、親鼻区で不可解な死亡事件が発生し、現地には警察による規制線が1日中張られ、近隣は大変緊迫いたしました。地区住民は情報がなま不安におびえました。そこでであります、今回のようなとき、町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制はどのようであるのでしょうか。安心安全なまちづくりの観点からお聞かせください。

次に、質問の3項目、健康福祉事業の着々たる活動についてであります。町健康福祉課において、透析防止を見据えた糖尿病対策の指導が着々で行われているようですが、①、実際どのようにされているのですか。

②、成果はいかがですか。指導力を発揮いただいた課長が飛び立とうとされておりますが、この際、全国的に注目を浴びているこの取り組みの今後の抱負もお聞かせください。

以上であります。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 3番、小杉議員さんから通告のありました一般質問にお答えをいたします。

初めに、質問事項1、人口1万人を切る危機に直面をして、質問の要旨①、国の地方創生加速化交付金2次募集で当町はどのようにされますかについてお答えをいたします。

子育て世帯や移住希望者に皆野町の自然や充実した子育て支援制度を初めとする魅力を効果的に発信することにより、皆野町での暮らしを実現するため、地方創生加速化交付金2次募集を活用して、現在2つの事業に取り組んでおります。取り組んでおります事業の内容は、1つが皆野魅力発掘創造事業です。これは、11人の委員で構成をする皆野魅力発掘創造会議にアドバイザー1名を招聘をし、先進地との交流事業について、現在、検討を重ねております。会議は、今までに4回開催をいたしました。

2つ目が新規就農発掘事業です。この事業は、3つで構成をされております。1つが就農希望者交流事業で、埼玉県農業大学校に出向き、生徒を対象に新規就農者の募集説明会の開催と三沢、坊谷戸地内を初め町内の農業についての見学会を行いました。2つ目がパンフレット作成を委託し、新規就農者募集のチラシの作成とPRの映像を作成をしております。3つ目が移住可能住宅現地調査を委託し、空き家の一次調査をもとにして二次調査とアンケート調査を行い、現在、その結果の取りまとめと集計を行っております。

続いて、質問の要旨②、少子化対策をいかに図られますかについてお答えをいたします。平成28年3月、町の人口減少を食い止めるための就労、結婚、子育ての取り組みについて、皆野人口ビジョン、皆野まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成をいたしました。この中で町が目指す2060年の将来人口を8,000人程度とし、その実現のために3つの基本方針を定めております。

1つは、合計特殊出生率を高めること、2つ目は、町からの移住率を縮小すること、3つ目は、子育て

世代の転入をふやすこと、この3つの基本方向を柱とした平成27年度から平成31年度までの5年間に取り込む4つの基本目標の中の1つである基本目標3の「理想の子ども数をかなえるまちの実現」に向け、医療費の無料化の拡大などによる親御さんに対する経済的な支援や、保育施設などの整備による保育環境の充実と医療機関の連携強化等による医療体制の充実を進めてまいります。既にこども医療費の無料化につきましては、平成28年第4回定例会において、年齢が15歳から18歳に改正され、来る4月1日以降の診療から適用されることとなり、少子化対策に向けた取り組みが進んでおります。

次に、質問事項2、町民の安心と情報について、質問の要旨、2月6日未明、親鼻区で不可解な死亡事件が発生をし、現地には警察による規制線が1日中張られ、近隣は大変緊迫いたしました。地区住民は、情報がないまま不安におびえました。今回のようなとき、町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制はどのようなものでしょうかとの質問にお答えをいたします。

お尋ねの事案について新聞では、警察は事件、事故、病死などの可能性を視野に原因を調べていると報じておりました。町ではこの事案の情報はお知らせしておりません。

ご質問の町と警察との情報的な連携と町の広報を含む体制につきましては、平成28年3月に町は、秩父警察署と皆野町犯罪情報の住民への提供等に関する協定を締結をし、体制を整えております。町ではこの協定に基づく秩父警察署から送られてくる防災行政無線放送依頼書の犯罪情報を住民の皆様にお知らせをしております。協定に基づき秩父警察署から町に送られてくる犯罪情報は、3つに分けられております。

1つ目は、重要犯罪情報で住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、直ちに地域住民に犯罪情報の提供及び注意喚起を行う必要があるもので、具体的には、通り魔的な殺人事件、殺人、強盗等のうち連続発生するおそれがあるものなど、凶器を携行する不審者の目撃情報です。

2つ目は、犯罪情報で住民生活に影響を及ぼすおそれがあり、速やかに地域住民に犯罪情報の提供及び注意喚起を行う必要があるもので、具体的には、侵入、窃盗、住居侵入等のうち連続発生した事件、ひったくり、車上狙いなど街頭における犯罪、子供を対象とした声かけ、つきまといなどの不審者の目撃、または通報、女性を対象とした痴漢、つきまといなどの不審者の目撃、または通報です。それにあわせて、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺情報。3つ目につきましては、犯罪情報で人命または防犯上必要な情報として、子供または高齢者の所在不明事案等の情報であります。これらの犯罪情報の防災行政無線放送依頼書が秩父警察署から送られてきた場合の町の主な対応は、防災行政無線による注意喚起、学校を通じての児童生徒及び保護者への注意喚起、区長を通じての注意喚起などのほか、秩父警察署と協議の上、対応を行うこととしております。

2月6日、警察による規制線が1日中張られ、情報がないまま不安におびえられたことは十分承知をしております。しかし、犯罪情報のお知らせは、内容によってはその後の警察の活動に影響を及ぼすことも考えられますので、町単独の判断では行ってはおりません。安心安全なまちづくりに関する住民の皆様への犯罪情報は、皆野町犯罪情報の住民への提供等に関する協定に基づき、秩父警察署から送られてくる防災行政用無線放送依頼書の内容をお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 3番、小杉議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項1、人口1万人を切る危機に直面しての③、少子化の影響に端を発した三沢小学校の合併計画撤回の問題は、1年

余りが過ぎましたが、いい方向が見えてきていますかについてお答え申し上げます。

小杉議員さんご質問のとおり、三沢小学校の統合問題は、平成27年第4回12月定例会で、町長から平成29年4月1日統合とする計画案は取り下げる決定をいただきまして、1年余りが経過しております。その後は、チーム三沢小として教職員の共通理解、共通行動のもと、小規模校のよさを大切に教育を進めております。児童の安全面や運動会などの諸行事については、学校応援団や保護者、家庭、地域等に多大なご協力をいただいております。学力向上の面でも児童一人一人に目を向けた日々の学習指導等により、着実に成果は上がっております。教育委員会としても学校の要請に基づいて町費の非常勤講師、学力向上担当を継続配置するなど、できる限りの支援を行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、小杉議員さん通告をいただきましたご質問のうち、3項目めの健康福祉事業の活動についてお答えいたします。

まず、糖尿病対策の取り組みの内容、成果でございますが、今から3年前、平成26年4月から国民健康保険の診療情報等がデータベース化されまして、医療費の分析が容易にできることになりました。これを活用いたしまして、町の医療費を分析しますと、例えば慢性腎不全と糖尿病が平成27年度年間医療費の13.8%、約1億3,500万円を占め、その中でも特に人工透析の医療費、合併症の治療費は、年間約7,800万円に達しておりました。透析の治療は1人年間約500万円でございますので、透析患者が2人ふえると、年間医療費が約1,000万円純増するということになります。透析導入後は、治療、療養に専念していただくことはもちろんでございますが、日常生活が大幅に制限されてしまいますので、いかにその手前で食いとめるか、これが重要になります。

そこで、町では、透析導入の原因の第1位である糖尿病の重症化を重点課題として取り組みを始めたところでございます。その重症化予防の取り組みの内容といたしましては、医療機関である皆野病院と町の保健師によります連携協働でありまして、具体的には、腎機能の低下は重症化すると極めて直線的に低下すること、このことからこのままでは一、二年以内に透析導入になるということが具体的に予測できること、そしてこれらの透析予防には、エネルギー中心の指導より減塩を中心とした指導が有用であることがその内容でございます。

医療機関では、医師、看護師、栄養士などが生活指導を行いますが、自宅ではその指導が理解され実践されているかどうかということが重要でありまして、これを町の保健師が訪問し、さらに指導、介入してまいります。そして、その結果を持ち寄り、さらに個々の課題を検討しながら継続支援をしてまいります。

また、枠を広げて特定健診の結果から重症化予防の取り組みも行っております。この結果、透析導入になる可能性の高かった方が検査数値が改善し、透析導入が阻止できたという事例がございます。

次に、この取り組みの評価でございますが、医療機関と行政、保健師が連携協働し、地域ぐるみで生活に根差した指導を実践することは、糖尿病の重症化予防、ひいては透析予防に非常に有用であることが示され、全国的な評価をいただいております。

次に、今後の取り組みでございますが、町民の健康づくりと健康保持のために筋力アップの運動、ロコモ予防や介護予防事業等にも取り組んでまいります。透析予防の取り組みは、医療機関と連携し、引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 一般質問通告書を用意いたしまして、町長宛てに出しておったところですけども、偶然にも今3月議会で、今まで大変ご活躍をいただいたベテランの課長さんたちにご答弁いただき、大変明瞭なご答弁をいただき感じ入ったところでありますけれども、少々再質問させていただきます。

総務課長にご答弁いただいた皆野魅力創造事業、何か12名の委員さんを選抜されてやられているというのをお聞きしました。どのような方々でどのようなその魅力創造事業のまず会議ですか、今行われているのは。それで、今度は出てくる魅力的なまちづくりの案がそこで捻出される見通しがあるのかなという感じですけども、どんな感じでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

メンバーですが、メンバーの構成は、主に商工会青年部の若手を中心に今会議を行っております。アドバイザーとして1名を招聘しておりますが、このアドバイザーの方が浅草の店をやられている方と非常に強いネットワークを持っておることから、浅草で開催されますイベントへの参加について協議をいたしまして、先月2月28日に第4回目の会議が終わったところでございます。浅草のイベントに参加することをきっかけとして、浅草に皆野町の物産を販売できる仕組みを考え、浅草での皆野町のPRを進めていきたい、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほどであります。そうすると、若いそういう方たちに期待して、何かできていくかなという期待が持てるので、頑張ってみてください。

続きまして、新規就農事業というのをお聞きしました。皆野町で農業をもっと掘り起こすという趣旨なのかなという感じもするのですけれども、実際どんなところでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

事業課であります産業課のほうからお答えさせていただきます。新規就農ということで新しい方を皆野町に招いて農業をしていただいて、定住をしていただくという意味で、新規就農の事業として行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 今お聞きしまして、早速ですけども、その就農という目的で人に来てもらう、定住してもらう、農業をやる、その農地の用意というのはいく見通しがあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） お答えいたします。

今1名三沢に新規就農でやられる方がおります。これがあすの未来を築く塾というのが町にございまして、産業観光課の中に所管でございます。そこの塾と農家の方が賃貸借を結びまして、新規就農の方に農地を貸し付けているということでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、若い人がとりあえずなかなか大変なところもあるのですけれども、

ぜひ来てもらって、やれるところからやってもらう。やっている、ああいう人たちは意欲的だから、その草地も何とかしたほうがいいよと提案的に、そういう方々が言ってきてくれる、積極的にそういうところをつないでもらって、そんなところを草なんか減多に生やしておかないで、どんどん開墾しろと、農業にかかわらず何か有効的なものをそういう来てくれる意欲のある人に、ある意味どんどん積極的にやってもらうというそういう姿勢でやってもらえたら、なかなかもしかしていいのではないかなと思いますので、頑張ってみてやってみてください。

先ほどの最初の答弁の中で、2060年8,000人というのは、これ多分、今先月で1万81人とかという数字が町報に書かれていましたけれども、これ今のペースで行くと、あと1年そこそこでいよいよ大台が切られてしまうのかなというところで、私もちょっと聞いてみているのですけれども、昔もっと皆野町が1万2,000人ぐらいいたから、大分疲弊してきて、これで1万人の段階かなりの疲弊な感じがあるわけですが、2060年8,000人なんていうところはもう前提にしないで、今踏ん張らないと、それが2060年8,000人がもっと下に向かってしまうわけなので、そここのところで今踏ん張る対策、そんなところでお聞きしているところなので、その辺のところは大いにお互いに自覚してやっていかなくてはいけないのかなというところなので、よろしく願いいたします。

それから、三沢小学校のお話も答弁いただきました。なかなかまた具体的に少数校のよさを生かした取り組みとか取りかかっていたいただいているようなので、まだ教育長も1年前、この問題で突然最初の仕事でお骨折りになったと思うのですけれども、そこから体制をまた取り直してということであるでしょうから、1年まだ短いかもしれないのですけれども、ぜひ頑張っていたいただいて、少数校のよさを生かして、もうちょっと頑張ってみてください。お願いいたします。

親鼻区の問題ですけれども、なかなか警察の立場もあるでしょうから、町もなかなか介入できないというところで、それを求めるものではなくて、結局今の体制はどうなっているかというところでお聞きして、情報提携ができてると、情報が来たものに関しては流すのだという体制はお聞きいたしました。なかなかわからない事件みたいで、結局しばらく調べていたようなんですけれども、結局発表がないまま捜査が継続されるのかなと、今お聞きしたように、警察からの協定はあるけれども、情報はいただけていないというのであれば、それはもう仕方ないのかなと、ただ情報がなくて今度は逆にいろんな話が勝手に出たりもするので、その意味においてはやっぱりもうちょっとある意味情報みたいなものも必要なというのを今回感じましたけれども、ちょうど偶然にあのときサイレンも鳴った、ぼやみみたいな、近所の人が火を燃やしていたのです。煙が上がったというところでぼや的に、本来今火を燃やさないことになっているみたいだから、サイレンが鳴ってしまって、そうするといろんな情報が勝手に飛ぶみたいで、事件があって、犯人が火をつけて逃げたなんていう話にまでなっていた節もあるので、そういうふうに、しょうがないのでしょうかけれども、いろんな展開がありますけれども、とりあえずそのようにして必要な情報は住民に速やかに知らせるという体制で今後も行っていただければと思います。

健康福祉課長にご答弁いただいた3項目についてでありますけれども、なかなか糖尿病というのは、なってしまうと本人も一番大変なところなんですけれども、町も財政的なものも現実助かるわけで、一生懸命やっていたかとそれなりの成果だということなので、はっきりして見えてこないところもあるのでしょうかけれども、でも推測すると、それが実際効果が出て透析まで行かないで済むという人が現実にいるみたいですから、ぜひ頑張ってやっていっていただけたらと思います。

その中で、今年度予算で組まれていた糖尿病簡易検査器の導入補助金、当初、町内4つの薬局に手当て

するというような形で予算化されておりましたけれども、その結果はどうなったでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまのご質問につきましては、この後、大塚議員からも一般質問の通告をいただいておりますが、町内1カ所、皆野病院の前の薬局でございますが、2月から導入をしていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 4薬局が足並みをそろえて、かつ医師会の同意を得て導入するのだなんて、前に質問させていただいたときに聞いたような覚えがあるのですが、ここに来てイチワタ薬局さんの親鼻店、皆野病院前で導入されたみたいで、私も実は体験してきて聞いたら、ほかのところはないのだけれども、うちは導入させていただきましたという形で、要するに4つのところはなくとも、もうやる気のあるところに導入してもらったって、それでいいのだと思うのです。また、ぐあいによければ、またそれを見てほかの薬局さんも、あれ、いいではないというのになっていくところもありますから、まずは4つでないといけないという考えから一歩踏み込んで、まず現実に導入されたということ、よかったのではないかなと思っているところであります。

また、イチワタ薬局さんも、次男の方を店長にして、またあそこで大いに頑張っているわけですので、そこを町民の人がまた利用して、簡易検査というけれども、どんな感じだか、私ではなくて課長のほうから再度説明していただけますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほど申し上げましたように、大塚議員の一般質問の通告に載っておりますので、その際にご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大塚議員が張り切っているから、その際、具体的にこんなものだよと教えてください。それで結構です。

そのようにいろいろご苦勞いただきましたけれども、何しろ皆野町のこの事業は、現実注目を集めているのですから、そのようにどんどん積極的に、あのとき簡易検査器導入のときの話ですけれども、とにかくもう日本全国で注目を集めているのですから、どんどんやってくれということでもよろしく願いいたします。

そんなところで、どうもありがとうございました。終わります。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。よろしくお願いいたします。

本題に入る前にちょっと時間をいただきまして、一言報告させていただきます。昨年の議会で大雪対策のことで除雪作業について多くの議員、また私も質問させていただきました。答弁の中で国道及び県道に

ついては、土木事務所等と連携し、速やかな対応していきますという答弁をいただきました。そして、ここの1月の成人式の日には夜雪が降り、9日の日にはこの辺でも20センチちょっとぐらいの雪が積もった。それで、まず私は、一番先に心配したのは、除雪作業についてはどうなのかなと一番心配しまして、まず最初、自分のところの県道に出てみたら、除雪作業がしてありました。そして、国道に行ってみると、国道はまず掃いてありましたので、今回は町の建設課の皆さんが多くの方が多分徹夜で手配をしたりいろいろやってもらったものと思われまます。

そして、多くの方が除雪の早さに喜んでいましたので、昨年の質問等々が皆さんが心配したとおりのことがよく対応してもらったのではないかと思います。これからもまだ雪が降ることもあると思いますが、積雪量にもよりますけれども、速やかな対応、今回と同じような対応をしていただければありがたいなと思います。これで報告とさせていただきます。

そして、私の本題の質問に入らせていただきます。シルバー人材センターの現状について、今シルバー人材センターは多くの方がいろんな作業で働いていますが、シルバー人材センターで働いている人と作業する人と、それを仕事を受けている人の間で認識の甘さがあるのではないかと私は常々思っておりました。現場で働く人は今は安全対策をするというのは、なぜかというと、チェーンソー、草刈り、また今の芋の切り干し等でやる耕運機とかいろんなものを使う。それに対して上の方がその安全作業に対しての安全指導はどのようにしているのか、報告を受けているのか。そして、皆さんベテランの多くの方が現場作業に行く。安全の打ち合わせ一つ一つ現場が違っているので、その辺について安全作業の打ち合わせ等々について、どのような報告を受けているか質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 林太平議員さんの質問にお答えいたしますけれども、シルバー人材センターの事務局からの聞き取りと、そしてまた報告等でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

最初に、現在シルバー人材センターで働いている人と仕事を受けてくる人で認識の甘さがあるのではないかについてでございますけれども、発注者から新たな作業や新たな場所での作業の依頼を受けた場合には、現場の状況等を把握する必要がありますので、職員、主に非常勤職員ですけれども、作業現場に出向き、現場の状況、安全面等からシルバー人材センターで請け負える作業なのかを確認し、作業に入る会員には事前に現場の状況等を説明しております。

また、依頼のあった作業内容によっては、作業する会員に事前に現場の状況を確認してもらってから作業を請け負っております。なお、会員からの作業内容によってはその日の作業状況の報告を受けたり、事務局から問い合わせを行ったりしており、事務局と会員は常に連携を密にし、発注者から依頼されるシルバー人材センター事業の推進に努めておりまして、お互いに認識の甘さがあるとは思っておりません。

次に、現場で働く人に安全対策等をどのようにしているか、伐採作業、草刈り作業はチェーンソー、草刈り機などエンジンでの作業が多く、足場も悪い環境の中、作業員の安全指導についてどのようにしているか、報告を受けているかについてでございますが、シルバー人材センターの組織の中に幾つかの委員会、部会がありまして、その中に安全委員会があります。会員の安全就業等について講習会を開催しております。平成28年度は、刈り払い機、チェーンソーの取り扱い安全講習会、植木の剪定及び安全就業講習会、就業者全体会議においては、交通安全等について研修を行っております。

また、伐採作業、草刈り作業に従事する会員には、チェーンソー作業従事者特別教育講習会や刈り払い機

作業従事者安全衛生講習会を受講させ、修了証を取得するようにしております。なお、受講料はシルバー人材センターが負担をしております。

安全適正就業推進委員と事務局職員による巡回指導も月1回実施しております。会員の安全就業対策は図られているものと思っております。なお、大きい現場は、町内の造園、建設業者などに任せてはということではありますが、平成4年10月1日に皆野町に高齢者事業団が発足して以来、会員が長年培ってきた作業実績により、発注者から信頼を受けている現在のシルバー人材センターであるわけでありまして、そういった面からの仕事の依頼があるものと考えられます。

なお、今後、高齢化社会が進むことにより、シルバー人材センターへの依頼はさらにふえ、シルバー人材センターが地域社会の担い手として果たす役割は、ますます重要になってくるものと思われまして、こういうことでございまして、ご理解をいただければという報告も受けております。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今、答弁いただいたように、私が思っているような答弁をいただきました。

そして、今、なぜ心配しているのかは、今、皆野町も作業する人がいなくて、やっぱりシルバー人材センターの働いている人は大切な人材だと思います。だから、何とかいい方向で今までやってきたようなことを教育をしっかりと、いろんな現場で1回行ったら、もう次は来なくもいいよというような話もたまには聞きますけれども、そういうことのないように、そして今働いている人の人材は活用する。それはどうしてもやってもらわないと、町のいろんな働く施設に対しても相当人材センターの人が入ってるのを見受けますので、ぜひともいい方向でやってもらう。そして、何かがあったら情報だけは、先ほども小杉議員が言ったとおり、いろんな情報があると思いますので、ある程度は情報を流す。皆さんに情報を共有してもらうような形でしてもらって、ぜひシルバー人材センターというその組織を大切にしてもらって、教育だけはしっかりとしてもらって、ベテランだから知っているのではないかというのは、まず最初、頭から取り除いてもらって、一つ一つの現場でちゃんとしてもらって、いい方向でシルバー人材センターを活用する、先ほど言ったとおり、皆野町の住みよいまちづくりのためにといろいろありますけれども、やっぱり人材は、働きたいという人はいっぱいいますので、ぜひ皆さんで活用してもらって、いろんなところで事故のないようにしてもらおうということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時09分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也。一般質問よろしくお願ひします。

昨日から北朝鮮のミサイルで大分騒がれておりますが、そちらは国会の先生方に任せて、私たちは皆野町のために一生懸命やりたいと思ひます。では、よろしくお願ひします。

では、質問事項1つ目に、農業所得の向上対策について、3点ほど町長にお伺ひします。農業所得の向上が本町当面の課題であります、町長は基本的な対策をどう考えられますか。

②、農業の中に花卉栽培の熱が急速に高まっておりますが、これに対してどのような指導をしていく考えですか。

③、先進地視察による農業技術と経営能力の習得の必要性が痛感されますが、意欲ある農業青年を町費で先進地に派遣する考えはありますか。

引き続き、教育振興対策について教育長にお伺ひします。本町の児童生徒の学力と体力の現状をどのように認識し、その向上対策を教育委員会でどのように議論して、具体的対策をどう講じていくお考えでありますか。

小中学校における米飯給食実施をどう進める方針でありますか。

生涯教育推進の必要性は論をまたないが、どのような視点に立って推進していくお考えでありますか。

次に、本町の健康・福祉について、町長にお伺ひします。本町では、障害者の就職先は全くありませんが、その状況をどのようにお考えでしょうか。

②、糖尿病の検査器について、1年前の答弁では医師会の返事待ちで終わっていますが、その後どのように進んでおりますか。3月号の「広報みなの」に出ておりましたが、少し説明をお願いします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、大塚議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

大塚議員さんにおかれましては、昨年2月初当選以来、初めての一般質問であります。しっかりと丁寧にお答えをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

1番、農業所得の向上対策についてお答えします。町においては、意欲ある農業者に対して町の農業振興補助制度により、金になる農家の支援をしています。遊休、荒廃農地の抜根、整地の補助、苗木購入補助、堆肥購入補助、パイプハウス建設補助、有害鳥獣防護柵等に対する補助など幅広く支援をしています。このような町の補助制度を活用するとともに、それぞれの農業者の換金作物の栽培や加工などにより、市場出荷や農産物直売所での販売により収益を上げています。特に道の駅みなのはオープンして4年がたちましたが、対前年比、客数、売り上げとも毎年伸びております。この農産物直売所においては、年間500万円を超える売り上げの方もいるやに聞いております。

秩父地域にはJ A農産物直売所が5カ所ありますが、道の駅みなのの直売所がトップの売上高となりました。引き続き町の補助制度による支援とともに、栽培指導や加工指導など、そして認定農業者への近代化資金の融資など、秩父農林振興センターとともに連携しながら、意欲ある農業者へバックアップして農業所得の向上につなげてまいります。

次に、花卉栽培の熱が高まっているので指導をどう考えているかとお尋ねですけれども、町内の花卉栽培の実情、実態をよく把握し、その内容により効果ある支援を考えてまいります。農業青年の先進地派

遣については、派遣希望者がどの程度いるか、派遣先での習得希望の内容などをよく把握し、県とも連携し、適切に対応してまいりたいと思います。

3番、当町の健康・福祉についての質問については、健康福祉課長から答弁をいただきます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 1番、大塚議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項2の教育振興対策について、①、本町の児童生徒の学力と体力の現状をどのように認識し、その向上対策を教育委員会ではどのように議論し、具体的対策をどう講じていく考えでありますかについてお答え申し上げます。

平成15年度ころのいわゆるゆとり教育以来、子供たちの学力低下が問題視されています。また、子供の外遊びやスポーツの重要性が軽視され、体力低下が続いております。このような中、学力向上、体力向上が国や県の喫緊の課題となっております。

皆野町の学力の現状につきまして、埼玉県学力・学習状況調査によってはかることができます。この調査は、学力の伸びを図ることができる調査となります。国語は小学生で、算数、数学は小中学生ともに県の伸びを上回っています。中3の英語も県の伸びを上回っています。特に中学生の数学は、大きな伸びを示しています。平均正答率では、延べ14の学年教科中、3つの学年教科で県平均を上回っている一方で、県との差が5ポイント以上下回る学年教科もまだあります。

さらに、全国学力・学習状況調査によりますと、皆野町の小学生は、国語、算数ともに全国、県の平均を下回っておりますが、その差は徐々に縮まっております。中学生は国語、数学ともに県平均を大幅に上回り、国語の応用問題、数学の基礎的問題、数学の応用問題は、全国平均も上回っています。また、生活や学習習慣に関する調査も行われました。皆野町の小中学生の生活や学習習慣は、ほとんどの項目で全国の平均を上回っています。これは、家庭や学校でしっかりと指導が行われているせいかと受けとめられます。しかし、自分の考えや意見を人前で発表することが全体的に低い傾向にあります。これらの課題改善に向けて、皆野っ子学力向上事業として教職員の指導力向上を目指した研修や、児童生徒一人一人へのきめ細かい指導の推進について、教育委員会、小中学校が一体となり、研究し、取り組んでおります。

次に、子供の体力、運動能力については、昭和60年ころから全体的に低下傾向が続いております。この子供たちの体力、運動能力の現状については、各学校で実施している新体力テストを指標とすることができます。この調査は、50メートル走、握力など各学年8種目を計測し、児童生徒がみずからの体力を理解し、健康の推進、体力の向上を図れるよう毎年実施されております。

各種目を得点化し、合計点による体力を数字にした結果を各学年男女別に、A、B、C、D、Eの5ランクに分け、上位A、B、C、この3ランクに属する児童生徒の割合で比較します。皆野町の小学生は、何と87%がA、B、C、県の平均では80%です。中学生は89%です。県は85%といずれも県を超えております。種目別では反復横跳びや立ち幅跳びがよい結果となっております。課題は50メートル走、長座体前屈、握力でございます。

この結果を踏まえた体力向上策として、皆野町児童生徒体力推進委員会において、現状把握、情報共有を行い、学校教育では体育授業を初めとした学校の体育的活動の充実、社会体育では学校教育と連動し、大塚議員にも指導者としてご指導いただきました体力向上塾などの各施策を推進しています。このようにさまざまな課題を分析、検証した上で、今後とも学力向上、体力向上に誠心誠意取り組んでまいります。

続きまして、②、小中学校における米飯給食の実施をどう進める方針かについてお答え申し上げます。

米飯給食につきましては、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成、地域の食文化を通じた郷土への関心を深めるということなどの教育的意義を踏まえ、その推進を図っております。食の安心安全の確保、食料自給率の向上や環境への配慮など、日本や世界の食料をめぐる状況が大きく変化してきました。このような中、米飯給食の実施が平成19年には全国平均で週3回となりました。平成27年度の埼玉県の調査では、米飯給食の回数は、多い順に言いますと、週3回が53%の学校、週3.5回が27.7%、週4回が11.1%、週3回が一番多くなっております。

皆野町の米飯給食の回数ですが、週3回で、主に月、水、金曜日に実施しております。月2回麺が出る週があるのですが、そのときは火曜日か木曜日のどちらかに米飯給食を実施して入れかえております。郷土料理を味わい、食文化やはしの使い方などの食育につなげ、栄養バランスのよいバラエティーに富んだ給食の提供を行い、今後とも米飯給食を実施してまいります。

続きまして、③、生涯教育推進の必要性は論をまたないが、どのような視点に立って推進していく考えでありますかについてお答え申し上げます。

長寿化や余暇時間の増大などを背景に、いかに充実し、生きがいを持って過ごしていくかということに国民の関心が寄せられてきております。また、経済的な豊かさだけでなく、精神的なゆとり、心の豊かさ、それらをもたらす活動を楽しむことが求められております。生涯学習には、学校や講座、教室に通うスポーツや文化活動をする、レクリエーションを楽しむなどさまざまな方法があります。これらの中から自分に合った機会を選び、関心のあることを学んだり、楽しんだりしながら、知識や技能を高め、健康に過ごしていくことは、一人一人の心の充実や生きる喜びに通じるものと考えます。その学び続ける生涯学習を保障するために働きかけたり条件整備を行うのが生涯教育です。

皆野町では、生涯教育を進めるに当たり、1つ、生涯学習の推進と条件整備、1つ、基本的人権を尊重する教育の推進、1つ、文化活動の推進と文化遺産の継承、この3つの視点を柱としております。今後とも町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学びを支援してまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 1番、大塚議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、3項目めの本町の健康・福祉についてお答えいたします。

まず、障害者の就職先についてのご質問にお答えいたします。ご質問のとおり、皆野町内には就職先としての職場、作業所等はございません。その理由としては幾つか考えられますが、まず比較的に利用しやすい電車、バス等の交通機関があることにより、町外の作業所等へ通うことができることが考えられます。また、これは人口規模から考えますと、なかなか公立の作業所は難しいと考えますが、社会福祉法人等の、あるいは民間の作業所についても、小規模な作業所はどうしても管理者や指導者の配置上の問題から、ある程度の規模の施設に送迎をするということが考えられるものでございます。

ご承知のように、役場庁舎の清掃等につきましては、これは直接雇用ではございませんが、こちらに向いて障害者の方が清掃作業を行っております。この問題につきましては、特別支援学校の保護者の方や障害福祉関係団体からの要望もいただいております。平成29年度に策定いたします第5期障害者福祉計画、この計画においてそれぞれのご意見をお聞きし、検討してまいります。

次に、糖尿病の検査器についてでございますが、まずこの間の経過を申し上げます。医師会との調整、アドバイスをいただく中で、平成28年4月1日から検査機器の導入に係る補助金交付要綱を策定いたしました。その後、それらの説明とともに、ご協力をいただくために、薬剤師会及び町内の各薬局に出向き、説明をいたしました。これは、検査器を買っていただいて、ただ設置すればよいというものではございませんで、血液を取り扱うということから、ブースを設置するなど一般スペースと仕切る、そういった問題、あるいは国、県へ届け出るなど、導入に当たっては手間がかかるものでございますが、本年1月30日付でイチワタ薬局親鼻店、これは皆野病院の前の薬局でございますが、導入をされまして、2月1日から実施をしております。

町へ検査結果を連絡してよいという方につきましては、皆野町の住民の方に限りますが、1回1,000円の検査料、その半額500円を補助しますので、個人負担は500円で検査ができます。測定時間は1回6分で結果がわかりますので、糖尿病の早期発見につながればということから、「広報みなの」3月号に掲載し、これらをお知らせをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） わかりやすく説明していただき、ありがとうございました。

農業所得の向上対策については、3月2日に皆野、長瀬の若手経営者の会というものがありまして、年に2回ほど情報交換しております。その中でも最終的に行き着くのは、皆野町をどうやって盛り上げるかということで、大分皆さんで盛り上がるような会話をしておりますので、若い人たちは、やっぱり花卉栽培でも何でも極めれば皆野町のためということがまず初めに来ます。ささいなことでも耳を傾けて協力して支援が可能であれば、町を挙げて支援をしていただきたいと思います。

次に、教育向上対策につきましても、先ほど教育長が言われたように、私どもソフトボール協会でもやっぱり指導して、そのときには皆野中学校の陸上の先生と生徒の方々が幅跳びの指導もして、昔に比べるとやっぱり足の筋肉が弱いのかなとか、あと握力が弱いのかなというのを感じる中、1時間ちょいの指導で大分結果を出すことができた生徒もたくさんいましたので、いろんな団体に協力要請をして、体力の向上等していただければと思います。

また、教育に対しても、私も人に自分の思いを伝えるというのがなかなか難しく考えておりまして、携帯が普及される中、メールでの簡単なやりとりで済ませるといって世の中でございますので、語学というか、人に伝える力を小さいうちからつけていただくような指導もこれからは必要だと思っておりますので、教育長の信念のもと、取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、本町の健康と福祉についてお伺いします。障害者の就職に対してよく言われるシルバー人材派遣の、例えば干し芋とか、あと三沢から上がる高原牧場など県に声をかけ、皆野町で窓口になって就職ができるとか、そういうのは不可能なのでしょうか。そこのところをちょっと聞きたいのですが。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） シルバー人材センターにつきましては、雇用ということとはまた少し違うかもしれませんが、できる作業等があれば可能性はあると思います。今現在、障害者の方が通って作業しておりますのが、例えばシイタケの摘み取りであるとか、ボールペンの芯の組み立てとか、そういった作業をされている事業所がございます。シルバーの事業も選択肢の一つにはあるかと思っております。それらを含めて今後検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

昨年の10月17日に障害を抱えている子供さんを持つ保護者の方と町長、副町長、健康福祉課長を通して意見交換の場所をいただいたわけですが、あの方々の声そのままの状態、やっぱり親が先に亡くなるのは当たり前なこと、障害を抱えた子供を残したとき、皆野町でどこまで面倒を見ていただけるのかと、どこまで責任をとってもらえるのか、全部が全部おんぶに抱っこを考えているわけではないのだけれども、そういう心配をずっとされておりますので、子育て支援の延長として、障害者の方の支援も取り組んでいただきたいと思います。

続きましては、糖尿病の検査器につきましては、小杉議員からの質問に対しての説明で大分わかりやすかったのも、私も大分理解をしました。それに対して、思った以上に秩父郡市だけではなく、周りからの注目をしておりますので、医師会のほうもぜひ取り組んでいただきたいと思いますという声も聞きますので、胸を張ってこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

以上、私からの一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、東日本大震災、そして東京電力福島第一原発事故から6年がたちます。原発事故というかつて経験したことのない危険にさらされ続けている福島県民、県外に約4万人、県内に約4万人の計8万人がいまだふるさとに戻れず避難生活を余儀なくされています。県外に避難した子供たちがいじめに遭っている事件が相次いで報道されました。今回発覚した事例は、氷山の一角にすぎないのではないのでしょうか。

政府は、帰還困難区域を除いてことし3月避難指示を解除、また生活費等の賠償は来年3月までとするとなりました。避難指示が解除されてもすぐ帰れるわけではありません。日常生活に必要なインフラや医療や介護などの生活関連サービス、子供の生活環境などの整備が必要です。そして、何よりまだまだ高い放射線量の中で生活する大きな不安があります。戻るか戻らないのかという選択が住民に迫られています。どのような選択をいつ行っても、被害が続く限り国と東京電力が責任を持って支援と賠償を継続すべきだと思っております。

質問に入ります。まず最初は、国民健康保険の都道府県化についてです。平成30年度より市町村国保が都道府県化されます。それに伴い第1回目となる埼玉県国民健康保険運営協議会が開かれ、各市町村ごとの標準保険税の試算が示されました。

1つ、第1回の運営協議会で示された皆野町の標準保険税額はどのくらいになりましたか。

2つ目は、都道府県化により予想される国保税の引き上げに対し、どう対処する考えですか。また、今後も一般会計からの繰り入れを継続し、町民の負担増を抑えていくことが求められます。その考えをお聞きます。

2つ目は、就学援助と教材費無料化についてです。子供の貧困が社会問題となる中で、修学援助制度が

大きな役割を果たしています。就学援助を必要とする家庭に、必要な時期に適切に支給される制度に改善していくことが求められます。

1つは、町からの制度の案内について、全ての家庭にわかりやすい内容で制度を確実に伝えることが大事です。お知らせだけでなく、申請書の配布も一緒に行うよう改善を求めます。

2つ目は、当町の就学援助は、4月申請書の受け付け、5月認定、7月から8月支給という流れで行われています。その中で入学準備金について、入学前の2月ごろに支給できるよう改善を求めます。

3番目は、全ての新入学生の教材費を町として無料にする考えをお聞きします。

大きな3番目としては、インフルエンザ予防接種の公費助成についてです。ことしもインフルエンザが流行し、皆野中学校では1年生、2年生が学級閉鎖になってしまいました。今、町ではインフルエンザの予防接種の公費助成が行われ、65歳以上と受験を控えた中学3年生は、自己負担1,200円で受けることができますが、ほかの子供たちへの公費助成がありません。全ての子供たちに公費助成を行っていただきたい、その考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 浅見幸弘登壇〕

○町民生活課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1の国民健康保険の都道府県化についてお答えいたします。

平成30年度から開始される国保の広域化は、都道府県が国保運営について中心的な役割を担うとされるもので、国保改革の柱の一つでございます。

初めに、①の第1回の運営協議会で示された皆野町の標準保険税額についてお答えいたします。第1回埼玉県国民健康保険運営協議会は、12月27日に開催され、その資料は埼玉県のホームページで公開されております。ご質問の皆野町の標準保険税額の試算結果は、平成29年度分で1人当たり9万5,749円ございまして、現在の保険税額7万648円に比べ135.53%の増加率となっております。この試算結果については、埼玉県の担当者からシステムの検証テストを兼ねたものであり、今回の試算結果をもとに検討することは控えてもらいたい旨の説明を受けておりますので、参考数値として取り扱っていただきたいと思っております。

次に、要旨の②、広域化後の一般会計からの繰り入れ等についてお答えいたします。国保改革に伴い各市町村は、赤字解消計画を策定することが求められております。一般会計からのその他繰り入れは、赤字補填を目的としておりますので、当町においてもその他繰り入れを削減する計画を立てる必要がございます。赤字解消計画の策定に当たっては、医療費の適正化を図るなど取り組むべき課題はありますが、税負担の公平性の面からも、保険税を引き上げざるを得ない状況であると考えるところでございます。しかし、国保税が上昇することは、被保険者世帯の生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、国保改革の中でも現在の保険料水準を激変させないようにするとの方針が示されております。

一般会計からのその他繰り入れについては、被保険者世帯への影響に配慮した対応が必要不可欠であると考えます。また、国保税との関連がございまして、皆野町国民健康保険運営協議会においてもこれらの諸課題についてご審議いただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 高橋 修登壇〕

○教育次長（高橋 修） 5番、常山議員さんから通告いただきました一般質問通告書の質問事項2の就学援助と教材費無償化についてお答え申し上げます。

初めに、①、町からの制度案内について、全ての家庭にわかりやすい内容で制度を確実に伝える事が大事です。お知らせだけでなく、申請書の配布も一緒に行うよう改善を求めますについてお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者です。就学援助についての周知方法については、現在、5歳児健康診断、入学説明会等で実施しており、保護者は複数回本制度について知る機会がありますが、常山議員さんのおっしゃるとおり、今後は回数をふやすことにより、より一層の周知に努めてまいりたいと思います。また、周知の際に申請用紙を配布する件についても、わかりやすいレイアウトにするなどの検討を実施してまいりたいと思います。

次に、②、当町の就学援助は、4月申請書の受け付け、5月認定、7月から8月支給と流れて行われています。その中で入学準備金について、入学前の2月ごろに支給できるよう改善を求めますについてお答えいたします。

現在当町では、年度当初の認定については、常山議員さんのおっしゃるとおり、4月に申請受け付け、5月の教育委員会会議で認定し、1学期分の支給は8月ごろに行っております。また、追加認定については随時行っております。入学前支給については、本年度、県の調査では72市町村中入間市のみで実施しております。当町といたしましては、現在国でも入学前支給について検討しているとのことですので、その動向を注視しながら、町単独支出の補助金については、今後検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、③、全ての新入学生の教材を無償にする考えをお聞きしますについてお答えします。義務教育の無償化の定義についてですが、教育基本法第5条では、第1項で、国民は、その保護する子に学校教育基本法第16条、第17条において、9年の普通教育を受けさせる義務を負うとあり、第4項では、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないとあります。この条文に鑑み、今後も教育行政に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 5番、常山議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、3項目めのインフルエンザ予防接種の公費拡大についてお答えいたします。

ご質問にありましたように、高校受験を控えた中学3年生と高齢者は罹患しますと重症化するという場合がありますため、インフルエンザ予防接種の公費助成を行っております。中学3年生も含めた全ての子供たちに公費助成をとということに関しましては、皆野町は子育て支援は重要施策の一つでありますので、ご要望の趣旨は十分理解できます。しかしながら、こうした医療行為にかかわる事業につきましても、医師会や関係団体、また1市4町での調整等も必要でありますため、29年度からは18歳までの医療費無料化を行います。インフルエンザの予防接種の対象拡大につきましても、今すぐこれを検討し、実施していく考えはございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、再質問をそれぞれさせていただきます。

まず初めは、国保の都道府県化、広域化について再質問します。今、第1の質問で標準保険税額が県から示された保険税の試算について課長から答えていただきました。今まで7万648円だった保険税が、その試算額では9万5,749円、135.53%にもなるという試算が出ています。本当に私は大変な金額だと、こういう大変な数字が示されたと思います。これは、これから参考になる数字ではないような言い方でしたけれども、やはり今までさまざまな市町村のデータを入力して出されたものだと私は思います。この国保税について都道府県化することで、この国保財政が安定化するように思われ、これまでの高過ぎる保険税が払える保険税に引き下げられるのではないかと期待する向きもあったようですが、今回の試算は全ての市町村が値上げという結果です。ぜひこの最終的な標準保険税というのもこれからまた示されるわけです。それは大体いつごろになるのですか。わかりますか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

試算につきましては、現在第2回目を行っているところです。最終的な試算結果につきましては、平成30年の1月、ことし中には出ない見込みでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、30年の1月ごろには今度最終的な標準保険税というのが示されると、そういうことですね。やはり本当に国保税が引き上げられるということは、本当に大変なことです。その結果を私も注視していきたいと思ひまして、次の2番目の質問ですけれども、今回の改定は、今答弁にもありましたが、市町村が抛出したお金の管理、その管理の役割を今まで国保連合会から都道府県に移し変えるものです。そして、最大の改変というのは何かと言えば、都道府県が国保財政の元締め、市町村の監督役として強力な権限を持つようになることだと思います。そして、国保に関する仕事は、今までどおり町が引き続き行うわけです。これから町に対して県に納める納付金など、その算定も行われ、示されると思います。町は納付金を100%完納が義務づけられます。こうした制度改定が行われる中で、町民の一番の心配は、国保税の引き上げです。先ほどの課長の答弁では、保険税を引き上げることも考えざるを得ないと、そういう答弁でしたけれども、やはり本当に今払える国保税ではないような状態です。昨年の3月議会で私は、国からの財政支援を使って国保税の引き下げを求めました。答弁で、当町の国保税は決して高いほうではありましたが、町民の声は国保税の引き下げを望んでいます。また、滞納者もふえているのではないかと思います。ぜひ払える国保税を確保していくためには、これからも一般会計からの繰り入れをぜひ行ってもらって、町民への負担増を抑えていただきたい。もう一度、町長、どうですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど課長の答弁にもありましたけれども、税負担の公平性の面からも保険税を引き上げざるを得ないと言ひながらも、現在の保険料水準を激変させないようにするともこの答弁の中で申しております。

いずれにいたしましても、皆野町国民健康保険運営協議会におきまして、審議をしていただくわけでございます。そうした審議の結果については尊重し、適正に対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に都道府県化の流れの中で、これからは本当に町に対して一般会計からの繰り入れ解消、そういうことが求められる、そういう圧力も強まることは必至だと思います。ぜひ町も町民のそういう要望に対して、しっかりと応えていただきたいですし、ぜひ町は県にも県としての独自の支援とか、そういう創設とか、そういうものを拡充してもらいたい、そういうこと、あと国への財政支援の要望など、ぜひ求めていただきたいと思いますし、また今町が独自に取り組んでいる施策、健康づくりだとか人間ドックだとか、そういう施策についても後退させないように要望しておきます。

そして、次の質問に入ります。2番目の就学援助と教材費の無料化についてですけれども、私は、小学校、中学校の新入生の学校説明会の資料を拝見したり、保護者の方に話を聞く中で、無償とされている義務教育、それに多くの保護者負担があることに本当に改めて驚いています。例えば、小学校に入学するときに、まずはランドセルが必要だ。そして、入学時全員が購入することになっているクレヨンや鉛筆、そういう教材費がまず5,000円かかる。そしてあと、子供たちが着る体育着のジャージ上下、短パンや半袖、また安全帽、傘、そして上履きまで、そういうのを合算すると、体育着などの洗濯用の洗いがえもそろえれば2万円はかかるというふうに保護者の方は話しています。そしてまた、希望購入品として粘土ケースなど、これは希望する方だけですけれども、約2,000円、ほかにもこの1年生は1年間に教材費が1学期、2学期、3学期で6,000円の教材費がかかると、そういうふうな話を聞きました。

また、中学校のときは、制服、通学用かばん、通学用靴、上履き、靴下、体育着、補助バック、この7点セット、その中の5点は、もう学校指定のものでなければだめ、何でもよいというわけではありません。本当に物によって安いものから高いのまでありますけれども、そろえたお母さんは10万円ぐらいはかかっています、そういうふうに言っていました。これら今言ったものは、身につけるもので、学習に必要な教材費は含まれていません。このように大変なお金がかかる中で、経済的に困難な状況があっても、子供たちがお金のことを心配しないで学校で学ぶことができる。そのためにあるのが就学援助です。町の就学援助の利用は、少しずつふえているようですけれども、その中で一番の申請書の問題ですけれども、申請書については、今後も就学援助が受けられるのだよということを今後周知していくし、申請書のレイアウトなどもしっかりとやっていくということですが、最初の入学説明会のときに配布についてはちょっと答えていただかなかったのですけれども、やはり就学援助の申請は、本当に毎年提出しなければなりません。それで、せめて入学説明会のときだけでも申請書を配ってもらえたらという声を多く聞いたのです。

それで、自治体によっては、全保護者から利用の有無を聞いている、そういうところもあるのです。配布するだけですから、そんなに難しいことではないと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 常山議員さんの再質問にお答えします。

その前に、先ほど2番の入学前支給について、本年度の県の調査で72市町村というお話をさせていただきましたが、済みません、63市町村でしたので、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほども配布のほうについても周知の際に配布する件についても、わかりやすいレイアウトにしまして、それを行って実施していくということでお答えをさせていただきましたので、その配布についても行っていくよう考えております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よろしくお願いたします。

そして、2番についてなのですけれども、いろいろと検討していくということで答弁をしていただきましたけれども、特に先ほど申しましたように、中学入学のときは大変お金がかかるのです。入学準備金が支給されるのは8月とおっしゃっていましたが、入学準備金です。必要とする時期に支給されるように改善が求められるのではないのですか。

例えば小学校6年生で就学援助の認定を受けている場合、その認定で入学準備金の援助が受けられるようにすれば、2月ごろの支給は可能ではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 先ほどもお答えをいたしました。国のほうでもその辺を検討しています。町としてもその補助金については今後検討して考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ前向きに検討していただいて、必要な時期に本当に支給されるようお願いいたします。

さて、3番目ですけれども、町では新入学生にノート3冊、色鉛筆2本、消しゴム、カスタネットをお祝いとして支給しています。また、小学校6年生の卒業時には、英語の辞書を支給しています。先ほどから義務教育なのに大変お金がかかると私何度も申し上げていますが、少しでも保護者の負担を軽くするのも町の仕事ではないかと私思っております。

例えばこの小学校の入学するときに必要な教材費5,000円、それを町が援助する。予算的には、小学生だったら、今の入学の人数からいって50万円もあればできるのです。あと中学校ではもっと多くの教材費がかかるかもしれませんが、ぜひその辺は検討する余地があるのではないのでしょうか。これはどうしてでしょうか。どちらか、町長ですか。教えてください。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

義務教育の無償についてですが、これは授業料を徴収しないと、このことについて無償という定義がなされているものと受けとめております。

また、教科書につきましては、無償給与するという教科書の法律がございまして、その法律に従って授業料と教科書の代金については徴収しない、これを義務教育の無償というという定義になっていると考えておりますが、この教材費につきましては、そういうことから考えますと、義務教育の無償でなければならぬものには当たっておりませんので、今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ検討課題として、今回、教育のほうから出されたたくさんの予算もありました。いろんな取り組みをこれから教育のほうでされるようですけれども、ぜひこっちのほうにも目を向けていただいて、ぜひ検討していただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それからあと、最後のインフルエンザの予防接種の公費拡大についてですが、今すぐ実施していく考えはないという答弁でしたけれども、例えば受験生を持つ親が親としてできることは子供の健康状態をよい状態で受験に臨ませることだと言っておりました。本当にそのとおりでと私も思います。ことしは、中学1、2年生にインフルエンザが流行してしまい、それでも3年生は学級閉鎖もなく、本当によかったと思

うのですけれども、受験が終わるまで何とか家族みんなが病気になるように、風邪を引かないよう、本当に気を使っているのですよという親御さんの話を聞きました。そのためにインフルエンザの予防接種は家族全員が受けましたということです。例えば、これもお金の話で申しわけないのですけれども、皆野病院で予防接種を受けた場合、4人家族で両親が例えば組合員の場合は、1回3,000円で受けられます。中学3年生が1,200円、下に小学生の子供がいたとして、小学生は2回接種する。そうすると、1回が3,000円で6,000円かかる。合計しますと1万3,200円。それから、組合員ではない場合は1万5,200円。予防接種だけでこんなにかかるのです。本当にこれは受験生を持つ家族だけのことではありません。インフルエンザにかからないように本当に注意していく、予防することは大事なことですし、また予防接種をする、しないはそれぞれ自由ですけれども、そういう中でせめて中学生までの子供がインフルエンザの予防接種を受ける場合は、公費助成を行っていただきたいと思います。その1市4町、そういう連携が本当に医療関係でも必要だと思いますが、ぜひ皆野町が率先して1市4町にも働きかけ、こういうこともやっていこうよと、そういう指導的な立場に立っていただいて、進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問の趣旨はよくわかります。しかしながら、大変恐縮ですけれども、中学生3年生の28年度の接種の状況を申し上げさせていただきますと、88人中56人、64%の接種でございます。こういった中学3年生の受験の目的からしますと、この数字ももう少し上がってもいいのかなと私は思っております。そういった取り組みをする中で拡大については検討してまいる時期もあろうかと思いますが、今現在はそういった取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 最後、ぜひ前向きに検討していただいて、進めていっていただきたいと思います。私も町長、これで21回目の質問です。皆さんに本当にしっかりと答えていただきました。ありがとうございました。終わります。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原睦夫です。通告に基づいて、今回は3点につきましてご質問申し上げるわけですが、その前に、石木戸町政におかれましても、順調に推移発展しているところではございますが、今後の町政を運営するに当たりまして、間違いのないような方向で取り組んでいただきたいという意味から、最近、東京都庁の問題が非常に毎日問題になり、テレビ等でもにぎわわしておるわけですが、そんな中におきまして、ちょっと東京都の小池知事について触れてみたいと思いますが、小池知事については、キャスターから出発をいたしまして、日本新党から立候補して代議士に当選してわけでございます。その後、日本新党を離れまして、小沢一郎率いる新進党に入り、その後また出まして、自民党に入ったわけでございます。こういった小池知事の歩んできた経過を見ますと、非常に渡り鳥的なその場限りの渡り鳥ではないかと私は思っているところでございます。

その後、猪瀬知事、また舩添知事等のいろんな失敗等がありまして、2人が辞任いたしまして、東京都知事に自民党に反して立候補いたしまして、都民ファーストを掲げて立候補したわけですが、この都民ファーストというのは、石木戸町長だってまず第一に皆野町のことを考えると思います。こんなのは当たり前のことだと思います。

それで、ちょっと中身に触れてみたいと思いますが、まず選挙の公約でオリンピックの見直し、あるいは豊洲市場の問題等につきまして、これを主として立候補して当選したわけですが、オリンピックにつきましては、当初大幅に改善をするということでございましたが、この件についても今までどおり全部改善されず、そのままになったということでございます。また、工事費については、大幅な工事費を削減するというので、約480億円ですか、削減したようでございますけれども、これは削減したのではなくて、工事を一部縮小し、あるいはグレードを落としたからこういった削減になったわけでございます。1軒の家をつくるのにでも坪100万円で住宅の立派なものができます。ただ、住むだけでしたら坪30万円でもできるわけでございます。やっぱりこれは、ただグレードを落としたにすぎないわけでございます。

それと、一番問題になりましたこの盛り土の問題ですけれども、この盛り土につきましては、石原前知事も都議会の審議会、あるいはいろんな研究者の答申を経て、問題になったわけですが、この盛り土については、別に答申を守らなければならないという決まりはないわけですし、この盛り土につきましては、都が決定をして、予算計上をして都議会も認めたという経過があるわけでございます。

先日の石原知事の記者会見を見ても、そのとおりだと思います。都議会が認めた豊洲の問題でございます。これも今になって、また掘り下げて問題にするということは、非常に小池知事にも責任はあろうかと思えます。

ましてや豊洲の一部はもう完成して、昨年11月には引っ越すという決まりにもなったわけでございます。その決まりも約束を守らず、現職の知事が今までやってきた都政を批判したわけでございます。それで、その約束も守らないでいるわけでありまして。やはり小池都知事については、非常に渡り鳥的な政治家であると私は今でも思っているところでございますが、ぜひ石木戸町長におかれましては、今後もこのような小池知事のような歩き方はしないでいただいて、町政に取り組んでいただきたいと思えます。

前置きはこの辺にいたしまして、それでは早速質問に入らせていただきます。

まず、1点目が行財政改革についてご質問を申し上げます。まず最初に、町が行財政改革の町長の取り組みについて、基本姿勢についてご質問を申し上げたいと思えます。

先ほどの町長の施政方針の中でも財政の健全化を図るという話もございましたので、まず町長に基本姿勢についてご質問いたしたいと思えます。

個々の問題としては、温水プール、水と緑のふれあい館、長生荘について、この3点についてご質問いたしたいと思えますが、昨年の3月議会におきまして、この問題について私も質問した経過があるわけでございます。その中で積極的に町も改善、改革に取り組むという回答を得ているわけですが、この1年間、どのような改革をしたか、またどのような成果が得られたかを、まず最初にご質問申し上げ、個々の問題については次に一つ一つやらせていただきます。

2点目については、職員の給与の改善について、これも昨年の3月定例会がラスパイレス指数についてご質問した経過があるわけですが、この点について、昨年に比べてどのような改善をしたか、まずご質問いたします。

職員の給与については、皆さんもご承知のように、読売新聞でことしの1月12日に、やはりこのラスパイレース指数について記事が出されたわけでございますけれども、やはりまだ皆野町が埼玉県下一番下であるということがございます。長瀬とも比べても約5ポイント皆野町のほうが悪いということがございます。この点につきまして、どのようなことしは改善をされたか、ご質問したいと思います。

それと、3点目のシルバー人材センターについてご質問をいたします。シルバー人材センターのまず基本的な事業の取り組みについて、どのようなことをシルバー人材センターはやっているのかご質問いたします。

それと次に、切干し芋事業について、やはりこれも前の6月議会にちょっとご質問いたしましたが、この収支について、まずご質問いたしたいと思います。

それでは、個々にひとつお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、宮原議員さんの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

1番の行政改革についての質問の1点目の行政改革の基本姿勢についてお答えをいたします。まず、行政改革の基本姿勢として、入りをはかりて出ざるを制す、最少の経費で最大の効果を念頭に行政運営に取り組んでおります。各種町営施設が果たす役割は、高齢者の福祉向上、介護予防、リハビリ効果、生きがい対策、健康増進、青少年の健全育成などであり、その効果が期待できます。全てが数値化、グラフ化ができないものもありますが、それぞれの施設が果たす役割や意義や価値は多くの方が認めているものであります。さらに、利用者の増加を図るとともに、経費節減に努めてまいります。

なお、新たな事務事業への取り組みについては、どうしても必要なものか、今するべきか、まだ置けるものかなど、必要性、緊急性、継続性、将来性など、総合的に判断してまいります。

2点目からの温水プール、ふれあい館、長生荘、2番、職員給与の改善について、3番、シルバー人材センターについては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 次に、質問事項1、行財政改革について、②、温水プールについて（持ち出し）についてお答え申し上げます。

温水プールの維持管理については、施設設備に老朽化が進んでおり、修繕費もかさみ、光熱水費等経費も大変かかっております。昨年度、平成27年度の歳出決算が2,903万3,636円、収入が473万8,127円です。これを差し引きしますと、約2,500万円が持ち出しとなっております。そのうちの電気料につきましては、節電に努め、559万1,528円で、43万6,230円の節約、水道料につきましては節水に努め194万638円で、59万8,172円の節約となっております。これは、職員が節電、節水を行い、コスト削減に努めてきたことも大きな要因であると考えております。

その一例をお話ししますと、まず事務室の蛍光灯12本のうち8本を取り外し、4本で業務を行っております。プール室の水銀灯も16基ありますが、7基のみを使用しております。その他事務室では冷暖房機を使わずに執務を行っております。経費節減に取り組む中、町民に親しまれる魅力ある温水プール・ホットづくりにも取り組み始めました。

平成28年度は事業の見直し、改善を行い、例えば参加者の少ない親子水泳教室を取りやめて、英語の水

泳教室、プールでイングリッシュファンや専門的なバタフライ教室を開催しました。また、玄関を整備したり、障害者の付き添いの方1名を無料にするなど、障害者に優しいユニバーサルデザインのプールを目指しております。魅力ある温水プール・ホットが町民の体力向上、健康保持増進、介護予防、コミュニケーションの場としてさらに多くの方にご活用いただけるよう、開催事業を工夫しながら、経費をなるべくかけないよう、節電、節水の工夫を一層心がけていきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんから通告のありました1項目め、行財政改革に関するご質問のうち、水と緑のふれあい館と3項目め、シルバー人材センターに関するご質問のうち、切干し芋事業についてお答え申し上げます。

初めに、水と緑のふれあい館でございますけれども、シルバー人材センターに指定管理委託しており、入館料、売り上げ等の収入については指定管理者の収支となっており、町の収入はございません。町の持ち出し分は、水と緑のふれあい館とわくワクセンターが共有で使用している施設があり、分けることができない部分があり、施設の指定管理費300万円を含めて、維持管理、土地代として28年度当初予算で733万9,000円でございます。施設の維持管理につきましては、必要最小限の支出に努めております。

次に、3項目め、切干し芋事業についてでございますが、平成28年度の作付面積は1万2,706平米でございます。筆数といたしまして17筆、約8トンの収穫でございます。2月末現在の収支でございますが、収入は227万3,756円でございます。支出は381万8,288円でございます。差額でございます。154万4,532円となっております。また、3月、4月の販売収入については確定しておりません。以上のとおりシルバーから報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 12番、宮原睦夫議員の行財政改革に関するご質問のうち、長生荘についてのご質問にお答えいたします。

まず、町の持ち出し額でございますが、27年度の決算数値から老人福祉センター長生荘の維持管理に要した経費額を申し上げます。約1,278万円の支出でございます。27年度の入館料収入は115万4,400円ありますので、差し引きのいわゆる持ち出し額は、約1,163万円でございます。

次に、この間の改善点でございますが、昨年宮原議員からご指摘をいただいた井戸水の運搬でございますが、ご質問にありましたように、木曜日は2人で運搬をしておりました。これは、普通の日が1人でできる作業でありますので、ご指摘のとおり経費の節減のため1人作業で対応するよう改善を図りました。

続いて、3項目めのシルバー人材センターについて、①のシルバー人材センターの基本方針についてお答えいたします。シルバー人材センターは、公益社団法人として高齢者福祉の増進のため事業の運営に当たっており、具体的に幾つか申し上げますと、町バス等の運行業務、小規模水道施設の維持管理支援業務、一般家庭や公共施設の草刈り、植木の剪定業務、総合センターなどの日曜、祝日における施設管理等、幅広く行っており、会員の希望に応じた就業を組織的に提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図っております。

この基本方針は、町としても元気で長生き対策の重点施策に寄与されておりますので、引き続き運営費の補助をしてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、宮原議員さんから通告のありました質問事項2、職員の給与改善についてお答えをいたします。

初めに、質問の要旨①、ラスパイレス指数について、ラスパイレス指数は、国家公務員と地方公務員の給与水準の比較に用いられる指数のことで、算出方法は町の職員構成が基準となる国の一般行政事務職員と同一と仮定をし、学歴別、経験年数別に平均給料月額を算出し、これを国家公務員の給料を100とした場合の町の職員の給料水準を指数であらわしたもので、平成28年度の本町のラスパイレス指数は、前年度87.4から0.2ポイント改善をされ87.6となっております。過去10年間のラスパイレス指数を見ますと、平成19年度79.9が先ほど申し上げましたように、平成28年度は87.6と、この10年間で7.7ポイント上がっており、この上げ幅は郡内町村では一番高い上げ幅となっております。

次に、②、職員給与を上げるべきと思うが、どうかについて、このことにつきましては、ラスパイレス指数の底上げを含めラスパイレス指数が低い職員の給料に配慮しつつ、給料の支給額を職員の学歴、経験年数に見合う額となるよう見直しを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問に入させていただきます。

まず、温水プールにつきまして、昨年度は持ち出しが約3,000万円と、今年とは約2,500万円で済むという答弁がございました。それで、温水プールの利用券について、1年券と半年券と出ていると思いますが、その数についてご質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんからご質問のありましたプールの年間券及び半年券の販売状況をこれから申し上げます。

年間券、平成28年度2月末で116枚です。半年券、これは68枚でありまして、合計しますと184枚の券が2月末まで出ております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、年間券と半年券で総計184枚だという答弁がございました。そうすると、温水プールを利用している主な人たちは、年間約184人ぐらいという見方をされるわけでございます。私は当初から申し上げているのですけれども、この温水プールにつきましては、もう大分古いものですし、それは改革していく上には、当然反対やいろんなことはございますが、やはり3,000万円相当の持ち出しがあるものについては、もうどんどん積極的に取り組んでやめるべきだと私は考えておりますが、その点について答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまの宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

年間券、半年券184枚でございますが、そのほかにも回数券で利用される方もございます。また、見逃

せないのがスポーツ少年団の子供たち200人が年間10回から20回プールを活用している、延べ人数にしますと概算3,000人は活用していると、また中学校ですけれども、水泳の授業を温水プール・ホットで行っておりまして、260人の子が11回活用、休む子もいますけれども、活用しているという状況、また幼稚園の71人の子も12日間活用をしているということで、回数券にあらわれない参加者、プールに親しんでいる人々、子供たちもおるといふことでございますので、その辺で健康増進、体力向上等に役立っておりますので、温水プール・ホットは大事な施設ではないかと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 健康増進という教育長からの答弁がございましたけれども、これは数字的には大変難しいと思いますけれども、健康増進に、例えば国保が大幅に下がったとか、そういった数字的なことは大変難しいとは思いますが、それはあくまで教育長の答弁の難しいところで、そういう答弁したと思いますけれども、やはり行財政改革というのは、だめなものは早くよすというのが基本だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、ふれあい館について質問申し上げますが、本年度は約1,000万円の持ち出しだというような答弁をなされましたが、これもやはり利用者を見ると、私の調べた範囲では、約2割程度しか町民は利用していないという関係者からのお話をいただいているわけですが、それについてはどの程度把握しているか、答弁願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

ふれあい館の入館者については、従来調査しておりません。去る2月23日から3月までの1週間調査を行いました。入館者が431人です。うち町内の方が98、町外の方が333でございました。割合といたしまして町外の方が78%であります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） やはりこれもプールと同じで、これもバブル期につくった産物ですし、執行部においても積極的によすなり改善に取り組んでいただきたいと思います。

次に、長生荘について、引き続きご質問申し上げます。この長生荘についても約1,100万円の持ち出しだという答弁でございますが、長生荘の改革も非常に、あれもそれこそできて三十何年たっている施設ですし、これもバブルのときの申し子で、やはりもっと積極的に改善していただきたいというふうに考えますが、答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問をいただきましたが、あそこにつきましてももともとが老人福祉法に基づく高齢者の憩いの場ということで始まっておりまして、調べてみますと、当時の老人福祉センター、基準が幾つかありまして、規模が大きい施設にお風呂を設置すると、その一番大きい規模の老人福祉センターを設置した経過がございます。ほかの町村等を見ますと、老人福祉センターと名がついておる施設でも、例えばお風呂のない施設、そういったものがございますが、今あれをまた楽しみに来られている方もおりますので、お風呂をすぐ廃止というわけにはまいりませんが、いずれにしてもご指摘のようなことから、必要な改善は今後も図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この長生荘についても利用者は町民はやはり2割程度、あとはよそから来ている人たちが多くというふう聞いておりますが、これはどのように把握しておりますか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 先ほど産業課長が申し上げたような意味での集計はとっておりませんが、昼間は比較的町外の方が多い、夕方からは町内の方が多いというふう聞いております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この点については、この程度としたいと思いますが、やはり私は、行財政改革の取り組みについては、だめなものはやめる、あるいは大幅に改善するのが行財政改革だと思います。我々議員も議員みずからの姿勢として、やはり今後、まず定数削減、あるいは大幅に議員定数を削減して、議員の給料をアップして、若い人たちが出られるような体制づくりもこれから考えていかなければならないとされているところでございます。今後の問題としてこの点については同士の皆さんと相談をして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、職員の給与について、ラスパイレズ指数について、去年の答弁では改善するという答弁があったわけでございます。どの程度数字的に改善したのか、また長瀬町と比較して、約5ポイントの差があるわけでございますけれども、このポイントについて、例えば約5ポイント上げるとすると、1人頭職員が現在約85名おると思いますが、どの程度上げればこの5ポイントの数字になるのかご質問をいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

前年度、27年度のラスパイレズ指数は87.4、28年度につきましては87.6と0.2ポイント改善をされております。

長瀬との比較ですが、今宮原議員おっしゃるように、平成28年度地方公務員給与実態調査によりますと、長瀬町のラスパイレズ指数は92.8、皆野町が87.6ですから、5.2ポイント長瀬町のほうが高いです。この差は何から出てくるかといいますと、当然給料の月額差でございます。平均給料月額を見ますと、皆野町が26万5,700円、長瀬町が29万6,000円と長瀬町は皆野町に比べて3万300円高い数字となっております。この平均給料月額差3万300円がこのラスパイレズ指数の5.2に影響を及ぼしておると思っておりますので、この3万300円に先ほど宮原議員がおっしゃいました85名を掛けて12月分、全く大まかな計算でございますが、そうしますと3,090万6,000円、約3,100万円の年間給料の額が増加となります。この額で長瀬との差に追いつくことができる額かと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ラスパイレズ指数の数字的なものはよくわかりました。

それで、長瀬町に近づくとすると、金額的には3万円ぐらいになるということではよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○12番（宮原睦夫議員） それで、正直申し上げまして、隣の町村とこれだけの差があるということは、やはり問題だと思います。特にやはり職員の働く意欲についても多少変わってくると思ひまして、また新入

職員の優秀な職員をやっぱり求める場合に、入れる場合に、やはり当然給料の点にも関係してくるわけでございますので、どこか、これも現在ですと、長瀬とは5ポイントの差があると、全部とは申し上げませんが、これに近づけるような考えをぜひ持っていただいて、積極的に執行部においては取り組んでいただきたいと思えます。温水プール1つよせば、全部間に合うのですから、これは町長答弁しづらいと思えますが、副町長が答弁してください。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の関係についてお答えします。

先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますが、一部長瀬との比較、3万3000円の差があると、5ポイント、これは対象年齢が2.7歳、約3歳長瀬は上でございます。皆野が40.1歳、長瀬が42.8歳、約43歳近い、そういう年齢の対象でございます。そういうことでございます。

いずれにいたしましても、ラスパイレスにつきましてはご指摘のように埼玉県下63市町村63位ということでございます。これにつきまして、簡単に経緯を申し上げます。前町長が退任した平成18年4月22日、翌日の23日から現在の石木戸町長が就任しました。その年である18年4月1日のラスパイレス指数は79.6でございます。また、現在は、先ほど話したように87.6で、この10年間で8ポイント上昇しております。これは毎年上昇をしていると、現体制になってからは毎年上昇しておるという数値でございます。

ただし、今お話のように、埼玉県下最下位ということは事実でございます、ちなみに秩父郡の4町1村は、63位から下位に順次連ねておると、秩父地域は偶然か、そういう現状でございます。

職員の給与は、昇給には良好な勤務成績の職員については、人事院で示している基準と同じ条例によりまして、4号給昇給できるとしております。また、特に勤務成績のよい職員は、倍の8号給昇給できるとされております。皆野町におきましても良好な勤務成績で基準以上の勤務日数を確保している職員は、全て4号給昇給しております。また、特別昇給も行いまして、ラスパイレス指数の改善を図っておるところでございます。

このようなことで、せめてラスパイレス指数90台に乗せたいと考えております。いずれにいたしましても、ラスパイレス指数100に向けて改善に努めてまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、次のシルバー人材センターについてご質問申し上げます。このシルバーにつきましては、町からの補助金が950万円、県からの補助金が830万円ということで運営されている町の外郭団体だと思えます。それで、やはりシルバーの事業等については、正直言って定年退職でやめた方、あるいは一線を退いた方が働く場と、それを人材センターが提供するというのが私は主な事業だと思っているわけですが、その辺についての執行部の解釈はどのように思っているのかお尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） シルバー人材センターの会員の基準としては、まず60歳以上ということがございますので、そういった面から捉えましても、宮原議員のおっしゃるとおりだと思えます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そこで、シルバー人材センターについて、このシルバー人材センターが聞くところによると、約2,000万円からの預金がしてあるという話を聞いたわけでございますが、町からの補助金

を出している団体が利益を上げて預金をしているということは、ちょっとおかしいのではないかと思うわけですが、利益が上がったのなら補助金は950万円要らないということでしょう。その辺のところの説明を、それで幾ら預金がしてあるのか、わかれば答弁願いたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 町からの運営費補助金950万円でございますが、この後ご審議いただく平成29年度予算にも計上させていただきました。まず、補助金の性格でございますけれども、1つには、国の補助金でございます高年齢者就業機会確保事業の執行方針についてという通知が職業安定局長から発出されておりますが、その執行方針に基づき町も交付をしております。

具体的に申し上げますと、この中に国の予算の範囲内において補助金を交付するが、地方公共団体からの補助金の総額が国の予定する補助金の総額に達しない場合は、国の補助金限度額にかかわらず、地方公共団体補助金を上限とするとなっております。仮に町の補助金を大幅に減額いたしますと、同時にシルバー連合を經由しての国からの補助金も減額されるという仕組みが一つございます。

それから、今の2,000万円ほどの積み立てという件でございますけれども、確かにシルバー事業の27年度決算書を見ますと、約2,200万円ほど収支繰越額がございます。これは、前年からの繰り越しを差し引きますと、つまり決算上、前年からの繰り越しが収入となり、また収支の未執行といえますか、残った分が翌年度への繰り越しとなるというものでございますが、この前年からの繰り越しを差し引きますと、単年度では約300万円ほどいわゆる赤字となります。町やシルバー連合会からの補助金は、運営費補助金として職員給与や法定福利費等に用途が制限されておりますことから、この赤字に補填はできない仕組みでございます。したがって、赤字になれば補助金を増額する、あるいは黒字になれば補助金を減額するということは、この運営費の補助金に関しましては、今のところ考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 一般的に考えて、預金できたということはもうかったということだと思います。

それで、その中で補助金がとにかく950万円も町からも出ているわけです。余ったのならやはり補助金をそれだけ要らないということではないのですか。その辺のところの答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） そういった見方もあろうかと思っておりますけれども、例えば皆野町の一般会計の決算を9月議会でお願いを申し上げますが、収入はほとんど額が確定し、支出については未執行の部分であるとか、いわゆる余った部分、それらの差し引きがシルバー人材センターにおきましても年間1億円からの事業をしておりますので、収支上の差し引きが次の年度のいわゆる財源として繰り越しをしていると、これはそのまま積み立てるということではなくて、翌年度の収入に充てて、執行しているというふうに捉えておりますので、単純に黒字という概念では私は捉えておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 捉えていないということは、どういうことで預金をしてあるのか、お尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いわゆるシルバーの会員が作業をするわけですが、発注元からお仕事を提供していただく、それを作業すると、そうしますと、その発注元からいわゆる支払われるのが二、三カ月おくれてしまうと、こういうことがあるわけですが、そんな関係から作業の終了後には作業者に賃

金を払わなければならないと、こういうこともございまして、運転資金と、こういうふうに捉えておるところでございませう。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 4回目ぐらいになるのか。

○議長（大澤径子議員） 最後をお願いします。

○12番（宮原睦夫議員） では、これ最後に、運転資金と町長から答弁ありましたけれども、2,200万円からの運転資金を積んであるということはちょっとおかしいと思います。

これは、最後の質問になりますので、答弁は結構ですから、次の切干し芋にも関係してくる話でございますので、それでは次の切干し芋事業について、先ほど課長のほうから今のところ本年度は150万円の赤字だという答弁がなされました。この切干し芋事業について、シルバー人材センターも今年度は当初予算で650万円の予算計上をしてスタートしたと思います。650万円という予算を立てて、成果は半分ぐらいしかいかないというような事業でございませう。これで赤字を出したら、先ほどの話の中の預金を食っていくことでしょうか。ひいてはそれが町の補助金を食っていくのと同じになるのです。その辺のところをひとつどのように考えているか答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 切干し芋につきましては、特産品の少ない町、そしてまた遊休農地の目立つ状況の中で、シルバーの方々は、過去には私は答弁した記憶はあるのですが、年配の方、サツマイモ栽培等にはかなり知識のある方々でございまして、これを遊休農地の解消、あるいはまた特産品づくりに取り組んでみようと、こういうことから始めていただいておりますので、かなり多くの方々に皆野町の切干し芋は大変うまいということで好評でございませう。

また、先ほど課長からの答弁がありましたけれども、現状150万円ぐらいまだ収支が不足しておるようでございますけれども、3月、4月、これから期待できる部分もありますので、その差はかなり圧縮できるものと、こんな期待をしておるところでございませう。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 町長も大変苦しい答弁したようですが、とにかくこの切干し芋事業につきましては、畑をシルバーの人たちを使って栽培をして、芋を育てて、それを切干し芋にして販売をするということについて、やはりシルバー本来の姿は、営利事業はできるわけないと思います。平均年齢ですと、恐らく70歳近いでしょう。その人たちが事業をやったって九分九厘だめです。もう今回だって数字に出ているでしょう。それはあくまでいつまでも町もやるということはおかしいと思います。これは、シルバーは、団体は違って町とは関係ないという答弁をするかもしれないけれども、それは違います。とにかく950万円からの補助金を出している町の外郭団体ですから、最後に、もっと抜本的に改革するなり、来年度はやめるといふぐらいの話をシルバーに持って行って、積極的にひとつよす方向で取り組んでいただきたいと思いますが、最後に答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど申し上げましたように、本来シルバーがテストケースに切干し芋をつくって、それが農家の人たちに波及していくことを期待をしておりましたけれども、何件かの農家の方々も切干し芋を生産しておる農家も見当たるようになってまいりました。いずれにいたしましても、先ほども答弁しましたようにこうした赤字を圧縮してとんとんにいけるように指導してまいりたいと、また要望していき

たいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、この切干し芋事業については、とんとんに持っていくように努力するというところでございますけれども、もしいかなかった場合は、ひとつ来年からやめてください。そういうことを約束いただきまして、私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、月日のたつのは早く、既に3月であります。また、一昨日が二十四節気の啓蟄、春は間違いなく近づいております。

こうした中、4日後の3月11日は、あの未曾有の大震災であった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から6年、午前中の冒頭の町長の挨拶の中で触れられておりましたが、現在でも東日本大震災と福島第一原発による避難者は約12万3,000人、うち約8万人が原発の避難者であります。原発事故によって働く場所、生活の場所、そしてふるさとを奪われ、家族や友人、地域の人間関係も全て引き裂かれ、苦渋の避難生活であります。

「震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きることに決めた」、横浜に避難していじめに遭った小学生の手記であります。あってはならない原発放射能避難を理由にした児童生徒へのいじめ問題、国は避難指定区域外からの避難者約1万2,000世帯に対する住宅無償提供をこの3月末で打ち切りであります。

また、原発労働者の年間5ミリシーベルト以上の被曝を労災認定基準にしているにもかかわらず、安倍政権はその4倍にも当たる年間20ミリシーベルト以下というまやかしの帰還基準を設け、子供も妊婦も帰還しろ、このように駆り立てております。

そして、今3月末までに帰還困難区域を除き、全ての避難指示を解除する方向にあります。しかし、避難解除されている5市町村での帰還率は、全体で約13%、そのほとんどが高齢者であり、子供がいる世帯での帰還は一向に進んでおりません。にもかかわらず避難指示を解除し、2018年3月末をもって原発被害者に対する東電からの賠償を打ち切る方針であります。まさに2020年東京オリンピック・パラリンピックで原発事故を克服した日本を世界に発信する、こうした復興と五輪の旗のもとに、安倍政権による巨大いじめというべき棄民政策によって、原発被害者が再び崖から突き落とされようとしております。

他方、原発事故による汚染水処理や廃炉作業などめども立っておりません。毎日400トンずつふえ続け

る放射能汚染水、その処理だけでも毎日3,000人もの労働者が被曝の危険にさらされながら働いています。また、溶解した核燃料がどこにあるかも定かでなく、原子炉格納容器内の放射線量は1分弱で死に至る毎時530シーベルトと言われております。そして、廃炉作業には多くの労働者の犠牲がつきまとい、また40年かけても廃炉にできるのか疑問視がされております。経済産業省は、福島第一の廃炉や賠償などに係る費用をこれまでの2倍、21兆5,000億円に見積もりを変更しました。そして、賠償費用と中間貯蔵施設費用を合わせた9兆5,000億円は、電気料金の上乗せと国税によって国民の負担が強いられております。

こうした現状や実態を顧みず、原発再稼働と原発輸出に奔走する安倍首相であります。私たちは、原発避難者の苦悩に寄り添い、原発事故を風化させることなく、原発を推進してきた政府や東電への責任追及とあわせ、こうした原発事故を再び繰り返さないためにも、脱原発を求めていかねばならない、このように思っております。

2017年度の政府予算案は97兆4,547億円、前年当初に比べ7,329億円の増であります。そして、ここ5年間拡大の方向にあります。しかし、歳入は新規国債発行を34兆3,698億円、公債依存度35.3%を見込むなど、依然として国債頼みの予算となっております。さらに、負債はふえるという構造に変化はなく、2020年に基礎的財政収支を黒字化させるという公約は達成できそうにありません。

他方、歳出での防衛費は5兆1,251億円、5年連続の増額予算であります。その中には1機100億円もする欠陥輸送機と言われているオスプレイ4機分も含まれております。こうした防衛費や大型公共投資を増大させる一方で、年金や医療、介護など国民生活に直結した社会保障費は抑制し、切り捨てる方向にあります。豊かな生産力のもと生活商品はあり余っているにもかかわらず、勤労大衆の格差と貧困は拡大し、生活破壊は一段と強まっております。

昨年12月の生活保護世帯数は164万205世帯、このように164万世帯を超えて過去最多を更新しております。なお、日本の生活保護の捕捉率は約20%と言われ、生活保護基準以下の世帯は全国で約820万世帯と推定もされております。

他方、生産過剰、デフレ不況のはけ口を軍需生産に求め、兵器や軍備を増強し、明文改憲を行い、名実ともに軍事大国化を目指す安倍総理であります。

こうした反動政治の状況のもと、地方自治体においては少しでも夢や希望を育み、明るさや幸せを感じられる行政でなくてはなりません。いずれにしましても、子供たちからお年寄りまでが安全で安心して、そして平和な日常生活が送れる、そのためにも町民からの声や要望を積極的に取り入れた行政運営でなくてはならない、このように思っております。そのことが安全で快適な生活が実感できる皆野町づくりではないでしょうか。

それでは、通告に基づき2項目についてお聞きいたします。

1項目の交通安全対策について、この間全国で登校中の児童が交通事故等に巻き込まれる悲惨な事故が発生しております。また、昨今の交通事故は、運転者を取り巻く社会や労働環境の変化が大きく、肉体的、精神的な負担が大きな要因の一つとも指摘されております。また、高齢による反射神経の低下、ブレーキとアクセルの踏み間違え等による交通事故も多発しております。

こうした中、通学路になっております県道の安全対策についてお伺いいたします。町内には交通量の多い主要地方道として皆野両神荒川線、皆野荒川線、秩父児玉線、長瀬玉淀自然公園線があり、一般県道として親鼻停車場線、皆野停車場線、下戦場塩貝戸線等々の路線も通学路になっているかと思えます。通学路の安全対策として縁石やガードレール等構造物で分離した歩道の整備等が必要であり、こうした要望も

出されているかと思えます。町内に関係する県道において、こうした安全対策を含む新年度の事業予定について、どのようになっているのかお聞きいたします。

特に県道長玉線三沢地内の交通安全対策を含む道路改良についてお伺いいたします。昨年も3月議会の中でこの長玉線の安全対策について質問を行ってきております。当時の答弁では、県土整備事務所として三沢地内の改良工事にかかわる調査設計等の予算要求をしていくという答弁でありました。その後、昨年の5月になりますが、この長玉線の通学路において、小学1年生の児童が県道から沢に転落するという事故が発生しました。県道の路面のへこみとガードレールとのすき間から沢に滑り落ちたわけですが、幸いにも大事に至りませんでした。早急に町の建設課を通じまして、県土整備として応急的に路面の補修とガードレールを2段にするなど対策をとってもらいましたが、この区間においては皆さんもご存じのように狭隘で、カーブになっているところも数カ所ございます。根本的な歩道整備を伴う道路改良が早期に求められております。情報によりますと、県の新年度予算において調査費が計上されたというような情報がございまして、この詳しい内容についてお聞きしたいと思えます。

2点目の町道、林道に隣接する枯れ木や倒木の撤去についてであります。近年、林業の衰退とともに山林の手入れがほとんど行われず、枯れ木の倒木等の危険にさらされております。特に山林等に隣接した町道、林道を利用する歩行者、通行車両の安全対策上からもこうした枯れ木の撤去等について、道路管理者であります行政としてのかかわりについてお聞きしたいというふうに思えます。

2項目の上水道の整備についてであります。具体的には、三沢地内高府地地域の公営水道化についてであります。昨年のポピーまつり開催期間中、高府地水道組合の水道が3度ぐらい断水するという問題が発生しました。原因は、秩父高原牧場の水洗トイレの利用者が激増し、使用水量が増大したために、高原牧場の取水口より下流にある高府地水道の水量が不足して断水に至ったとのことでありまして。ポピーまつりの来客数も年々多くなり、昨年は6万人を超えているようですし、今後も増加が期待される中、高原牧場での使用水量も増大傾向が予想されます。今シーズンに向けまして対策も検討されているようですが、根本的な対策としましては、高府地地域の公営水道化を図るべきであり、地域からも強い要望としてあります。この件に対する公営水道化についてどのような考えか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

2番目の上水道の整備についてお答えをいたします。内海議員さんからは同類のご質問を以前にもいただきました。小規模水道組合は町内に12組合ありますが、山間地域に点在するこれらの水道施設の整備、管理については、皆野町小規模水道施設設置費等補助金交付要綱により70%から100%の補助金で支援をしております。高府地水道組合においては、取水工事などの水道設備の改修計画があるやに聞いていますので、工事施工に当たっては補助金交付要綱により支援をしております。このような高府地水道組合の状況でありますので、上水道の拡張については現在のところ考えておりません。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんから通告をいただきましたご質問のうち1項目め、交通安全対策についてお答え申し上げます。

まず、(1)、通学路になっている県道の安全対策について、新年度の事業予定、特に県道長玉線三沢

地内の安全対策を含む道路改良についてでございますが、事業を所管します秩父県土整備事務所に確認しましたところ、平成29年度予算化される主なものとして、主要地方道長瀬玉淀自然公園線の三沢地内未改良区間の現地測量、主要地方道皆野両神荒川線の大淵地内未改良区間の用地買収及び物件補償、さらには主要地方道皆野両神荒川線皆野中学校付近の歩道整備工事の継続、一般県道下日野沢東門平吉田線の改築工事の継続などの事業執行を予定しているということでございます。

また、昨年に教職員や保護者の協力を得て通学路の危険箇所を調査しました。その対策を平成29年度から平成33年度までにわたる第4期通学路道路整備5カ年計画に位置づけを予定しております。この計画では、町内の対策必要箇所についてグリーンベルト、区画線などを設置していく予定とのことです。

続いて、(2)、町道、林道に隣接する枯れ木や倒木の撤去について、道路管理者である行政としてのかかりについてでございますが、私有地の立木は私有財産であり、その管理は所有者が行うものです。このため町では倒木が町道、林道上にあり、通行の妨げにある場合などに限り、その撤去を行っています。

なお、随時の道路パトロールで危険性の高い枯れ木や倒木を発見したとき、あるいは通報があったときは、所有者を調べ、原則として撤去依頼しておりますが、緊急性などを考慮して当該箇所の行政区長等と善後策を協議し、対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、質問の項目に沿って再質問させていただきたいと思いますが、長玉線の関係なのですが、平成29年度、現地測量を行いたいということなのですが、調査費が計上されておるという情報は入ったのですが、具体的に改良ルート、これが既に決まっているのかどうか、またそれらを含めた調査費といいますか、測量設計なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、歩道の関係といいますか、通学路の関係におきましては、平成29年から平成33年の5カ年計画でグリーンベルト等の整備を進めていきたいということが言われているのですが、今までこういった多くの県道でグリーンベルトによる安全対策といいますか、そういったことが図られてきているかと思えます。具体的な箇所になるのですが、要望として上がっているかどうかちょっとその辺も確認したいのですが、県道の親鼻停車場線の特に大沼金物店付近から親鼻のやまじゅう、おぎわら商店ですか、その区間でのグリーンベルトの外側といいますか、側溝の上、ふたの上が通学路になっているかと思うのですが、大変傷みも激しい部分がございます、こういった改善を図っていただきたいという部分も私も耳にしております。これらの要望等も含めてどのような検討がされているのか、お聞きしたいというふうに思います。

とりあえず県道の関係です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

まず初めに、主要地方道長瀬玉淀自然公園線のルートの関係でございますが、現地測量は、基本的に基本ルートの構想段階の測量でございます。計画を立てるに当たりまして、地形や建物の状況を測量するものでございます。この測量を実施いたします。未改良区間の小平工区、広町工区の間1.8キロメートルの区間について現地の測量してルートの決定をしていく段階でございます。

続きまして、第4期通学路整備5カ年計画に基づきます県土への要望でございますが、教職員さんと保護者の皆さんで、昨年7月に現地調査をいたしまして、そのときに箇所数としますと、危険箇所を県対応が17カ所、町対応が3カ所ということで教職員、保護者の方から指摘ございました。その中に先ほどご

指摘いただきました県道では主要地方道皆野両神荒川線になるのですが、大沼金物店さんからやまじゅう商店さんの間の件については、危険箇所としては挙げてありません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 私がちょっと昔の路線線名で言ってしまったかもわからないのですが、いずれにしても先ほど言われた箇所については、大変ふたも悪い状況、特に県道と町道が交差する部分とか、お店の前とか、そういった部分が非常に危険な状況にありますので、現地を確認していただきまして、ぜひ要望に追加しておいていただきたいというふうに思います。

長玉線の関係なのですが、改良ルートをこれから決めていくということになるかと思うのですが、いずれにしても早くルートを決定していただき、測量設計なり順調に推移させていただきまして、できましたらこれ基本ルートが決まって、悪いところから、やっぱり危険な箇所から工事が着手できるように、というのは、もう数年前からこの件について私も県土整備事務所のほうにも直接お伺いして話をした経過があるのですが、当時の県土整備事務所のほうとしましては、上三沢と中三沢のほうから徐々に改良していった、その間が基本ルートが決まらなると危険箇所から手つけるわけにはいかないというそういうことも言われておりましたので、基本ルートが決まりましたら、ぜひ危険箇所から優先して工事が着手できるように、これは要望を含めてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

枯れ木の撤去の関係なのですが、管理は所有者にあるのだから、所有者が撤去等は行ってもらいたい、それは基本的な考え方だと思うのですが、具体的にその所有者というのが不在地主といいますか、地元でない山林等もふえてきています。これも私に直接お話があったのですが、大変四、五十センチの枯れた松が道路に倒れかかっていると、その所有者というのがやっぱり不在地主といいますか、離れた方の所有であるという、そういうことで建設課のほうに話をしたら、その所有者に連絡をとって、切ってくださいというようなそういうことが言われたということがありますが、非常に素人では切れるような状況でもありませんし、電線等もその辺走っていますので、こういったケースについては、東電等も含めて、できる限り町が関与する中で撤去なりしていただきたいというふうに思います。

素人なりで対応できると思いますか、また地元の所有者の山林等については、声をかけながら、例えば地元の道路の草刈り等のときに、実際に枯れ木等も撤去している、そういったところがあるわけですので、こういった相談等が町のほうにされた場合については、ぜひ町として処分するような対策を検討していただけないものか、これについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） それでは、11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

100本の枯れ木がありますと、100本の状態が全て同じということではなく、それぞれ状況が違うものでございまして、原則としましては当初答弁のとおりでございますが、緊急性や危険性等を鑑みまして、地権者、行政区長に相談することを基本といたしますが、柔軟性を持って対処することがこれまでやってきたこととございますし、今後も継続していくことと考えております。

ただ、これまでの例としますと、行政区の区長さん等に依頼しまして、行政区のほうで対応してもらっている例が多いことが事実でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 例えば本当に電線がありまして、とりあえずは電線にかかるような状況、そういった場合、町のほうから東電のほうに連絡して、東電のほうに処分をしてもらうとか、そういった対応はできないものかどうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） お答えいたします。

異常気象のときなどが多いのですが、随時のパトロール、台風の後ですとか大雪の後等、よく随時パトロールを頻度を高めて行うわけですが、そういうときに発見した場合や地区の住民の方から役場のほうに通報があった場合には、東電、N T Tのほうに町から連絡いたしまして、その倒木、枯れ木の撤去を行っていただいているところでございます。今後も継続して仲裁をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 例えばそういった枯れ木の撤去等について相談を受けた場合、行政区長さんと相談してということも言われているのですが、建設課のほうとして直接現地を見て、ここの場所については例えば東電さんのほうに話をして処分してもらうとか、これはやっぱり地元任せるとは大変危険だし、では町のほうである方に委託して処分してもらうとか、そういったことは検討というか、そういう対応ができるかどうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の今内容のとおり、そうしたものにつきましては、そのように対応してまいりたいと思っておりますし、今でもそういうふうになっているつもりであります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、ぜひ今後についてはそういった対応をお願いしたいというふうに思います。

上水道の整備の関係なのですが、答弁の中でも触れてもらったのですが、以前からも何回となくこの上水道の整備については取り上げております。現在の小規模の施設の整備の補助金で対応していきたいという基本的な考え方は述べられたのですが、将来的なことを考えた場合、またやっぱり断水とか予想されるわけです。この水道組合については平成26年の大雪のときにもやっぱり別な理由なのですが、断水して、2週間ぐらい不便な思いをしたと、そういったところでございます。

もう本当にここの地域については、事業費はほとんどかからない、現在の施設といいますか、水圧の中でも整備できる状況にあります。今後の高原牧場の観光地としての充実を図る上でも、牧場としてのやっぱり水量の確保、これは図っていかなくてはならないというふうに思っていますし、そうしたことも加味して、また公営水道が整備されることによって、当然指定地域の活性化なり、今空き家対策等も大きな問題になってきていますが、やはり公営水道が整備されていない、そういった地域の空き家というのはなかなか利用価値といいますか、少ないと思うのです。それらも含めて、もう本当に、町長もご存じかと思うのですけれども、高府地の診療印刷さんの駐車場、あそこまで公営水道は整備されているのです。高府地沢を渡った先の約10軒、ここが給水区域外といいますか、認可を得ていないところでありますので、せめてこの地域だけでも給水の認可申請をしていただいで、整備が図れないものかどうか、そんなに広域水道に合併したから、またそういった要望は上げられないのだというそういう遠慮するのではなくて、少なくとも小鹿野町等におきましては、いろいろ水道の合併についてはあるみたいですが、現実にもう小鹿野町内の中でも広域の管理者である久喜邦康さんの名前で看板が出て、水道管の布設がえもやっている

わけですから、そういった事業費が少ないから多いからということではなくて、今後の地域の住民が安心して暮らせるような上水道の整備、アクションを起こしていただきたいと思いますが、再度お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） やっと念願の統合ができたのが今年の4月1日でございます。そして、今、この1市4町で早急に取り組もうということで取り組んでおるのが老朽管の布設がえと、こういうことでございまして、新たな拡張ということについては、今のところ考えていないと、こういうことでございまして、将来にわたって考えないということではございませんので、その辺につきましてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうであってもそんなに遠慮する必要があるのですか。では、広域に合併したから新たな給水の区域には干渉できない、そういうことがどこかで申し合わせされているのですか。そんなことはないと思うのです。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 申し合わせということではなく、優先するのが老朽化してある有収水量の極めて状況の悪いところから布設がえをしようと、こういうことでありますので、当然その裏には新たなところにつきましては、少し遠慮というのでしょうか、そういう状況にあるわけでございますので、先ほども申し上げましたように、将来にわたってということではございません。そういうことなのでご理解をいただきたいと思います。

それから、高府地水道組合の皆さん方からも、小規模水道でということで要望が出ておると、こういうことでございますので、その辺につきましても地元の人たちからもそういう要望が出ておりますので、それで対応していきたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いろいろ調整してもらっているようです。高原牧場の取水口をより上のところから高府地水道の取水をしてもらってもいいよということが牧場のほうとも話がついているということも聞いています。ただ、今後の高原牧場の来客数とかそういったことを考えた場合、もう水量的に間違いなく不足することははっきりしているのです。なおかつ今シーズン、その取水口の上のところから取水する工事も始まっていません。もう具体的に今シーズン、5月から6月にかけてそういったケースが起こる可能性もあるわけです。やはり将来的なことを含めて、できれば高原牧場の水源を秩父の広域から引き揚げるぐらいなそのぐらいの考えを持ってもらってもいいと思いますし、少なくともこの高府地地域の公営化については、何億円とか1億円なんてかからないです。多くかかっても何千万円、何千万円かかるかどうか分かりません。そんなにかかる場所ではないです。秩父市内で1つの住宅の造成区域を整備するぐらいなものです。ぜひそういった将来、もう本当に今シーズンそういったことも十分予想されますし、将来的なものも考えて何とかそんな事業費をかけなくてできる場所でありますので、ぜひアクションを起こしていただきたいと思いますが、もう最後になります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 繰り返すことにはなりますけれども、例えば小規模水道を設置すると、こういう状況に当然なると思いますが、いわゆる貯蔵タンクを大きくするというのも方法であるかと思えます。夜間使

用しないときに、当然そのタンクにもたまるわけでございますし、なおまたこれは過去にもそういう例があるわけですが、ふだん使われていない、飲まれていない水と公営水道、いわゆる飲まれていない水が安くてうまいと、こういうことでございまして、なかなか水道料金にはね返ってこないというのも現実の問題であるわけでございます。いろんなことを想定をいたしまして、とりあえずは地元から要請のある小規模水道を設置していきたいと、このように考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最後になります。もう本当に要望にいたしますが、将来的なことを考えまして、本当に住民が安心して生活できるよう、また本当に公営水道の整備されていない地域、ここにはやっぱり新規の就農者も空き家利用もないです。そういった地域活性化も含めて住民が安心して生活できるよう、ぜひこの地域だけでもいいですから、公営水道の整備を図っていただくよう強く要望して、終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第18号までの18件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び学校教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第1号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容のご説明をいたします。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び学校教育法の一部が改正されたことに伴い、育児または介護を行う職員の職業と家庭生活の両立を図るため、国家公務員に準じて改正を行うものでございます。

条例案の最後のページ、3ページの後に添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務第8条の3第1項の改正は、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴い、現行では対象となる子が小学校就学の始期に達するまでの子と定められているものを、改正後は、民法の規定による特別養子縁組の監護期間の子及び児童福祉法の規定による里親である職員に委託される子等についても、新たに対象とし、下から2行目、育児または介護を行う職員の定義を号立てとし、新設する第2号で学校教育法の改正と国家公務員の人事院規則の改正を踏まえ、特別支援学校の小学部を追加するものでございます。

2ページに移ります。第2項の改正は、介護を行う職員の早出遅出勤務について、日常生活を営むのに支障がある者を要介護者という文言に改め、要介護者を介護する職員の勤務について、前項と同様の内容に読みかえることを規定するものでございます。

その下から3ページの育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限第8条の4第4項の改正は、介護を行う職員について、深夜勤務及び時間外勤務の免除を行うための改正と、これに伴う読みかえることを規定するものでございます。

次の休暇の種類第1条の改正は、現行の職員の休暇に介護時間を加えるものでございます。

その下から4ページの介護休暇第15条の改正は、介護休暇については、現行では介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で認める期間において取得が可能となっておりました。これを要介護者の状態に応じて6月を超えない範囲で3回まで分割して取得することを可能とすることに改めるものでございます。

次に、4ページ中段下、新設する介護時間第15条の2は、介護時間の内容について定めるもので、介護時間は介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で取得することを可能とし、その場合において勤務しない時間の給与額は減額することを規定するものでございます。

次の5ページ、第17条の改正は、現行の規定に新たに追加された介護時間を加えるものです。条例案の3ページにお戻りください。条例案の3ページに戻りまして、附則について説明をいたします。

附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からと定めるものです。第2項は、経過措置として、条例の施行日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない職員にあっても、施行日以降に残りの時間を分割して取得できるよう措置するものです。

第3項は、改正された児童福祉法が平成29年4月1日から施行されるため、それまでの間における読みかえについて規定するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 条例の中で義務教育学校の前期課程、このような文言が出てくるのですが、具体的にどういう学校を指すのか。

それと、新旧対照表の3ページになろうかと思うのですが、休暇の種類第11条に、介護時間を追加することなのですが、具体的に説明だというと、介護時間については無給だという説明が、減額することですから、その部分については無給ということになろうかと思うのですが、そういったことなのか、そしてここに書かれておる年次有休が、これは当然有給だと思うのですが、病気休暇、特別休暇、介護休暇というような休暇の種類が載っているのですが、全てこれは有給というふうに理解してよろしいのか、それとも無給の部分があるのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

有給か無給かのご質問でございますが、介護時間については勤務時間1時当たりの給与額を減額することを規定するものでございまして、この時間帯は無給というふうになります。

時間につきましては、可能な限り労働者の選択幅を広げるように工夫されることが望まれます。特に短時間勤務の制度につきましては、労働者が、職員ですが、職員がその介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容認する内容のものであることが望ましいものでありますことから、柔軟に対応ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○総務課長（川田稔久） 答弁が落ちておりました。義務教育課程の前期課程、少々お待ちください。失礼しました。義務教育小中学校で9年になります。前期が6年、後期3年でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ということは、1ページの新旧対照表の改正後の（2）、一番下になるのですが、この小学校というのはどういう意味なのですか。小学校というのはあくまで6年生なのでしょう。ということは義務教育学校の前期課程とダブるのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

小中一貫校を行う新たな学校の種類の制度でございまして、その場合の前期が6年、後期が3年でございます。答弁が足りませんでした。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうしたことだと思うのです。わかりました。

介護時間については減給することですから無給というか、そういうことになろうかと思うのですが、ほかの病気休暇、介護休暇、これは有給ということに理解してよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

〔「では、休憩にしてください」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時11分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

介護休暇につきましては休暇という言葉がついておりますが、給与額を減額するという規定でございます。病気休暇につきましては、同じ休暇ですが、これについて有給扱いになります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 介護休暇については無給ということで、病休の場合、これは期限、例えば3カ月とか6カ月とか1年とか、有給ということでもあります。どういった期限になっているのか。

関連になるけれども、介護休暇については無給ということです。当然産前産後休暇については有給だと思っておりますが、育児休暇という名称か、育児休職という名前になっているかちょっとわかりませんが、育児に関する休暇といいますか、休職、この辺も含めてあわせて答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

産前休暇につきましては、分娩予定日の6週間前から分娩予定日まで勤務しないことができます。産後休暇につきましては、出産日の翌日から8週間を経過する日まで勤務することはできない。ただし、産後6週間を経過し、医師が支障ないと認めた場合は勤務ができるとしております。

〔質問内容をちょっと確認してもらって〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 産前休暇の場合につきましては有給でございます。産後休暇につきましても同じく有給でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） だから、質問したことをちょっと整理していただいて……育児休暇なり育児休職、これが無給か有給か。それと、病気休暇について、例えば3カ月有給、3カ月以後は無給だとか、そういった期限があると思うのです。無期限で病気休暇については有給ということではないでしょう。それも質問しているのです。関連質問だと思うのですが、少なくとも職員の休暇に関する条例でありますので、関連質問になって申しわけないけれども、関連ですから、後ほど明らかにしていただきたいと思っております。いいです。

○議長（大澤径子議員） それでは、後ほど説明をお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。  
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第2号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業等に係る子の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

条例案の最後のページ、3ページの後に添付いたしました新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

育児休業をすることができない職員第2条第3号アの（イ）の改正は、非常勤職員の育児休業の取得に関する要件の改正です。雇用継続の見込みの要件について、現行では、養育する子が1歳に達する日を超えて在職することが見込まれる非常勤職員としておりますが、改正後は、養育する子が1歳6カ月までに任期満了及び引き続き採用なされないことが明らかでない非常勤職員とするものです。

その下、イの改正は、字句を整理するものです。

2ページに移ります。育児休業法第2条第1項の条例で定める者第2条の2は、地方公務員の育児休業

等に関する法律の一部改正で、子の範囲が拡大されたことに伴い、条を新設するもので、他のこれらに準ずる者として、条例で定める者として児童福祉法の規定による養育里親である職員に委託されている児童を追加するものです。

次の3ページの下段に移ります。育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情第3条の改正は、育児休業をしている職員が再度の育児休業ができる特別な事情として、第1号は、対象となる子の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

4ページに移ります。新設する第2号のイは、特別養子縁組が成立しなかった場合、または里親としての委託が解除された場合を追加するものです。

その下、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別な事情第10条は、対象となる子の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行うものです。

5ページに移ります。新設する第2号は、特別養子縁組が成立しなかった場合、または里親としての委託が解除された場合を追加するものです。

その下、部分休業の承認第20条は、6ページに移り、2号は、育児時間と保育時間または介護時間を同時に取得する場合は、その合計時間を合わせて1日につき2時間までとするよう調整することを追加するものでございます。

3号は、非常勤職員に対する部分休業の時間数の調整を追加するものです。

条例案の3ページにお戻りください。附則で、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容を説明いたします。

昨年8月に人事院が出しました給与勧告の骨子、本年の給与勧告のポイントでは、一般職員の特別給、いわゆるボーナスについては、平成27年8月から平成28年7月までの直近1年の民間の支給割合4.32月に対し、公務の支給月数4.2月であることから、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分引き上げるとしております。このことから一般職員の給与改定に合わせて、議会の議員の期末手当の年間支給額についても改定するものでございます。

条例の後ろに添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表第1条関係を説明をいたします。

第1条関係の改正は、一般職員の給与改定に合わせて引き上げる期末手当の年間支給月数を0.1月分、率にして100分の10を平成28年12月に支給された期末手当に配分するため、第5条第2項中、現行の12月支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。

2ページに移ります。2ページ、第2条関係を説明をいたします。第2条関係の改正は、平成29年4月1日以降に支給される期末手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に、100分の5ずつ均等に配分するため、第5条第2項中、現行の6月支給率「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同じく現行の12月支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

条例案にお戻りください。条例案附則について説明をいたします。附則第1項でこの条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成28年4月1日から施行するとし、第3項で、本条例の規定の改正前に支給されている期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすとするものです。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき町長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第4号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

人事院勧告に基づく一般職員の給与改定に合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給月数についても改定をするものでございます。

条例案の後に添付をいたしました新旧対照表でご説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

町長等の給与等に関する条例新旧対照表第1条関係を説明をいたします。

第1条関係の改正は、一般職員の給与改定に合わせて引き上げる期末手当の年間支給月数0.1月分、率にして100分の10を平成28年12月に支給された期末手当に配分するため、第6条第2項中、現行の12月支給率「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるものです。

2ページに移ります。第2条関係を説明をいたします。第2条関係の改正は、平成29年4月1日以降に支給される期末手当については、支給率100分の10の引き上げを6月、12月に、100分の5ずつ均等に配分するため、第6条第2項中、現行の6月支給率「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め、同じく現行の12月支給率「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

条例案にお戻りください。附則についてご説明をいたします。附則第1項でこの条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。

第2項で、第1条の規定は平成28年4月1日から適用するとし、第3項で、本条例の規定の改正前に支

給されている期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすとするものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第11、議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき町職員の給与改定等を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第5号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容をご説明いたします。

昨年8月に人事院が出しました給与勧告の骨子、本年の給与勧告のポイントでは、月給及び特別給、いわゆるボーナスともに引き上げております。これは、民間企業との格差708円、0.17%を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、特別給については平成27年8月から平成28年7月までの直近1年の民間の支給割合4.32月に対し、公務の支給月数4.2月であることから、民間の支給状況等を踏まえ、0.1月分引き上げ、この引き上げを勤勉手当に配分するとしております。

また、給与制度の改正では、配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当の引き上げを平成29年4月から段階的に実施するとしております。

条例 9 ページの後に添付をいたしました新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをごらんください。

新旧対照表 1 ページの皆野町一般職員の給与に関する条例新旧対照表第 1 条関係を説明をいたします。

第 1 条関係の改正は、引き上げる期末手当の年間支給月数 0.1 月分、率に 100 分の 10 を平成 28 年 12 月に支給された勤勉手当に配分するため、第 17 条の 7 第 2 項第 1 号中、現行の支給率「100 分の 80」を「100 分の 90」に改めるものでございます。

2 号は、再任用職員に支給する勤勉手当を年間支給月数を 0.05 月分、率にして 100 分の 5 の引き上げを行うものです。

2 ページに移ります。この 100 分の 5 の引き上げを平成 28 年 12 月に支給された勤勉手当に配分するため、現行の支給率「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改めるものです。

その下から 6 ページまでの別表第 1、第 3 条関係、行政職給料表の改正は、主に若年層を中心に引き上げを行うもので、職務の級、1 級は 1,500 円、2 級から 6 級までは 400 円を基本に増額し、平均改定率は 0.2% となっております。

6 ページに移ります。6 ページ、別表第 2、第 3 条の 2 関係、等級別基準職務表の改正は、標準的な職務の表現を整理するものでございます。

7 ページに移ります。新旧対照表第 2 条関係を説明をいたします。扶養手当第 8 条第 2 項の改正は、子に係る手当の引き上げに対応するため、現行第 2 号に定めている孫を新設する第 3 号に規定するものです。

その下、第 3 項の改定は、現行の扶養手当 1 人当たりの月額を改正後は、配偶者「1 万 3,000 円」を「6,500 円」に、子「6,500 円」を「1 万円」に、その他の扶養親族は現行と同額の 6,500 円とするものでございます。

8 ページに移ります。第 9 条第 1 項の改正は、配偶者についてはありなしにより扶養手当の額が変わるため、届け出の要件でありましたが、改正後は額の変更がなくなるため、届け出の要件から削るものでございます。

次の 9 ページ、第 3 項の改正は、事由に基づく扶養手当の支給額改定の内容について、号立てに改めるものでございます。

10 ページに移ります。平成 29 年 4 月 1 日以降に支給される勤勉手当については、支給率 100 分の 10 の引き上げを 6 月、12 月に 100 分の 5 ずつ均等に配分するため、中段下の勤勉手当第 17 条の 7 第 2 項第 1 号の現行の支給率「100 分の 90」を「100 分の 85」に改めるものです。

その下、第 2 号、再任用職員に支給する勤勉手当については、支給率 100 分の 5 の引き上げを 6 月、12 月に 100 分の 2.5 ずつ均等に配分するため、現行の支給率「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に改めるものです。

条例案の 7 ページにお戻りください。条例案 7 ページの附則について説明をいたします。附則第 1 項でこの条例は、公布の日から施行し、第 2 条及び附則第 4 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項で、給料表の改正を平成 28 年 4 月 1 日、勤勉手当の改正を平成 28 年 12 月 1 日に遡及適用させるものです。

第 3 項で、本条例の規定の改定前に支給されている給与は、改正後に支給される給与の内払いとみなすものです。

第 4 項で、今回、第 8 条第 3 項で改正をした扶養手当 1 人当たりの月額を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年

3月31日までの間で段階的に改めるもので、配偶者は平成29年度は1万円、平成30年度からは6,500円に、子は平成29年度は8,000円、平成30年度から1万円に、その他の扶養親族は段階的な調整はなく6,500円とするものです。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新旧対照表で、そちらのほうがわかりやすいので何点かお聞きしたいのですが、まず6ページの等級別基準職務表、これに5級で技監という職務が追加になっているのですが、具体的にどういった職務の方を指すのか、これ1点です。

それと、7ページの扶養手当の関係なのですが、(1)で略というふうになっているのですが、これは説明から推測しますと、配偶者ということになるかと思うのですが、説明の中でも触れられたのですが、現行1万3,000円の配偶者手当が半分の6,500円に、半分になってしまうということだと思ってしまうのですが、これはなぜ半減するのか、この理由についてお聞きしたいと思います。

それと、午前中の宮原議員の一般質問とも関係するのですが、その答弁の中で総務課長のほうから、28年度という言い方がされているのですが、ラスパイレスの指数です。これは、正式には28年度ではなくて28年4月1日現在87.6ということだと思います。というのは、この議案が可決されますと、昨年4月1日までさかのぼってこの俸給表が適用になるということでありますので、また難しい話になっているのですが、平成29年の4月1日現在がこの給料が改定された後のラスパイレス指数ということになると思うのですが、その辺確認を含めて。

それで、宮原議員の質問に対して、平成28年4月1日現在、皆野町の給与水準はラスパイレス指数で87.6で、質問の中でも触れられておりましたが、これも県内最低、今回といいますか、この時点でも県内最低、県内の町村の平均、午前中は長瀬町との比較が出されたのですが、町村の平均がラスパイレス指数97なのです。ということは、約10ポイント皆野町は低いということが言えるかと思えます。せめて埼玉県内の町村の平均に近づけるよう、副町長からも午前中答弁がありました、即90台にしたいということだったと思うのですが、その辺の確認を含めて100に向けて改善を図っていきたいということも答弁されています。具体的にこの県平均に近づけるために、どういった改善を検討しているのか、私はもうそれこそことしの4月1日現在の皆野町のラスパイレス指数が90台ということを目指しているのですが、これらを含めて質問したいと思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の関連でございますが、先ほど宮原議員さんからの答弁にも示すとおり、せめて90台、ラスパイレス指数100を目指して改善に努めるということでございます。ということは、勤務成績の良好な職員においては、特別昇給も含めて検討したいということです。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

新旧対照表6ページ、別表2の5級の技監ですが、職員には事務系、技術系ございまして、技術系の職員等の場合に技監という名称で位置づけることができると思いますが、現在のところ町の中には技監という職はございません。

それから、改正後の扶養配偶者でございますが、段階的な調整を29年、30年とするわけですが、配偶者、

現在1万3,000円、これを29年度は1万円、平成30年度、内海議員のご指摘のとおり約半分の6,500万円までに引き下げをいたします。子については、平成28年6,500円だったものを29年は8,000円に、30年以降につきましては1万円に上げるものでございます。父母等の親族につきましては、変わらずに6,500円とするものですが、なぜ今回このようになったかといいますと、これは民間企業との状況を踏まえてというふうに人事院の勧告では、ポイントでは言っております。民間企業の状況を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当と同額まで減額をし、それに伴う原資を子に係る手当に充てて、子の養育を高めるということでございます。

それと、ご指摘をいただきました平成28年度ラスパイレス指数87.6と宮原議員の質問のときに答弁で答えましたが、内海議員ご指摘のとおり、正しくは28年4月1日現在でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 技監に該当する職員はいないということなのですが、具体的に保健師さん等については技監に入るのではないのですか、この点。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

今現在で5級の保健師はおりません。ですので、この保健師が上がっていった場合に技監とする位置づけにするか、課長職としての位置づけにするか、これについては今ここでは私には回答ができる問題ではないかと思えます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） では、何で今回の条例の一部改正で5級に技監を追加したのか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

これにつきましては、等級別基準職務表について、総務省より表中の曖昧な表現はこれを改めるようにという指示がありましたものですから、今回整理をさせていただくものです。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 技監の関係については理解しました。

配偶者手当を減額して、子供手当については段階的に1万円にするということですか。民間企業の扶養手当を勘案してということなのですが、この狙いといいますか、大もとというのは、一億総活躍社会のところから出ているのではないのですか。要するに配偶者手当を減らして、女性の就労を配偶者手当を減額することによって後押しして、反面、子供の扶養手当をふやす、狙いはそこにあるのではないのですか。いずれにしても、大変、あと2年後には扶養手当が半額になるわけですから、単純に言ってしまうと6,500円給与が少なくなるということだろうと思えます。もう一度この狙い等についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

私どもはその人事院勧告に基づいて国公準拠で事務を進めておりますので、今内海議員が言われましたようなその政策的な、この人事院勧告も政策でしようけれども、それに基づいて改正をするし、今までもこうしてまいりました。それで、先ほども言われておりますように、ラスパイレス指数を上げろというの

も人事院勧告に基づいたその100に近づけるというふうになることではないかと思います。なぜ配偶者が減ったかというのは、先ほど申し上げましたように、人事院勧告のポイント等と言いますと、民間企業の状況等を踏まえて、今回配偶者手当を現行1万3,000円を平成30年度からは6,500円に、子現行6,500円を平成30年度からは1万円にするものでございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大澤徑子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうしたことだと思ひのですが、いずれにしましても一時配偶者控除の關係、なくそうとか検討された時期があつたと思ひのですが、結果としては逆に配偶者控除の年収枠を広げるような、これはいろいろ次期の衆議院選挙の絡みもあつて、そういったところで落ちついたということが言われておりますが、そういった配偶者と言ひますか、女性と言ひますか、家庭にいる女性を職場にかり出すと、そういった配偶者控除の検討なり、またこういった配偶者手当の減額、そういったところにあるのではないのかなと思ひます。

それで、最後になります、副町長から90台を目指して、近づけるように努力して100に向けて努力したいということなのですが、それこそこの間この議会の中でも子育て支援日本一、教育日本一、幸せ日本一、挨拶日本一、きょうも町長から言われました。日本一住みやすいまち、こういったことがこの議会の場でも節々で言われております。そういった中で、ここで皆野町で働く職員の賃金水準が県内最低、全国でも下から数えたほうが早い。余りにも情けないし、お粗末ではないのですか。副町長、平成29年4月1日現在、すぐにはいかないと思ひるので、29年度中になるかもわからない。いつごろラスパイレス指数90台に持っていこうとしているのか。それにどういった点を改善すれば、それが可能なのか、副町長もう一度お願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） ラスパイレス指数の關連の質問でござひますが、先ほどお答えしたように、ラスパイレス指数の計算方法は大変複雑でござひます。ここでいつまでに幾つにというのは、ちょっと難しいものでござひます。先ほど申し上げたようにせめて90、100を目指して改善に努力をします。

こんなことを言つてはあれなのですが、例えばラスパイレス指数100でもランクづけ、順位づけをするとトップと最下位がいるのです。そういうことで努力をします。

○議長（大澤徑子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 午前中の宮原議員の質問なり答弁を聞いていまして、単純にやっぱり長瀨町との比較で、例えば1人月額3万円ぐらいの差があるとか、そういったことに対して副町長のほうから、いや、長瀨町の平均年齢が3歳ぐらい上なのだよと、そういったこともあります。単純にその差を埋めるにして年間3,000万円ふえるとかそういった問題ではないと思ひます。少なくともこの間、午前中の答弁の中でも出されておりましたが、本当にここも二十数年来でしょうか、皆野町は最低のラスパイレス指数で来ているわけです。そうはいつても、副町長から答弁がありましたように、石木戸体制になってから約10ポイントぐらい改善も図られてきているということも言われております。いろいろラスパイレスの水準が低い要因というのはあろうかと思ひます。この間も私のほうからもたびたびと言ひますか、時々、例えば係長昇格試験の資格のない年齢の方、こういった方についての、最近はそういった対応してもらっているのですが、試験をパスしなくても主席主任、要するに主査と同等の3級に引き上げていると思ひます。だから、まだ係長の昇任試験ですか、これは残っているようですが、その辺の見直しを含めて、また昇任試験受けなくても、ある一定の年齢になったら全ての方を3級にするとか、また副町長の中で優秀な職員と

いうこと言われているのですが、少なくともそういった言葉は悪いかしれないですが、水準を引き下げている方も思い切った是正をしない限り、90台にすることは難しいと思います。ぜひその辺も含めて90台に乗せるように努力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時20分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） 11番、内海議員さんから質問をいただきました病気休暇等について整理ができましたので、お答えを申し上げます。

まず、病気休暇ですが、90日までは有給、90日を過ぎますと休職扱いとなりまして、無給となります。

子育てのための産前産後の休暇につきましては有給、産後の育児休業に入りました段階で無給となります。なお、この育児休業につきましては、子供が3歳になるまで休業をすることが可能でございます。

次に、介護休暇ですが、通算をして6月の範囲内、3回以内において必要と認められる期間に勤務しないことができます。なお、この勤務しない時間の給与額につきましては減額といたします。

今回、新たに制定をされました介護時間ですが、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で勤務しないとすることができます。なお、この勤務しない時間の給与額については減額となります。

以上でございます。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第12、議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税率の引き上げ時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 議案第6号 皆野町税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案内容の説明を申し上げます。

今回の改正ですが、法律改正に合わせての改正となります。改正条例10ページの次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、説明に当たりましては、根拠法律の改正による条項のずれ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承を願います。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。

皆野町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。こちら第1条関係となっております。皆野町税条例附則第7条の3の2中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年度」を「平成33年度」に改正するもので、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するものでございます。

続いて、2ページをお開きください。第2条関係の改正です。この改正は、昨年、平成28年3月31日で専決処分をした改正規定を改正する内容でございます。主な内容については、法人税割の減税規定を削り、新たに規定するもの、それから軽自動車の環境性能割の創設によるものでございます。第1条中第34条の4の規定、法人税割の減税規定となりますが、これを削る規定でございます。

それから、中段第16条の追加でございます。内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長するものでございます。

3ページをお開きください。中段、第1条の2を新たに追加するもので、内容は軽自動車税の環境性能割の創設による改正規定及び法人税割の減税規定となっております。

少し飛びまして、12ページをお開きいただきたいと思います。上段、附則の第1条を改正するもので、第2号、法人税割の減税に係る部分を削り、軽自動車税のグリーン化特例に関する施行期日を平成29年4月1日と定めるものでございます。

その下、第4号、軽自動車税の環境性能割に関する施行期日を定めるものでございます。期日を平成31年10月1日と定めております。

13ページ、上段、第2条第3項を削除し、その下、第2条の2で改めて追加をするもので、法人税割の減税に係るものでございます。中段、第2条の2は、法人割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備でございます。下段、第3条の2及び4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定したも

ので、第3条の2は、新条例第16条の規定は平成29年度分の軽自動車税について適用する。また、第4条は、環境性能割の種別割に関する部分は、平成32年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとしていただきます。

ここまでが専決処分改正内容となります。

改正文の8ページお戻りいただきたいと思えます。下段、附則でございます。第1項として施行期日を選んだもので、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は平成31年10月1日から施行するものとして、第2項は、軽自動車税の種別割に係る読みかえ規定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第13、議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

在宅重度心身障害者手当支給事業の支給制限施設の見直しをするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第7号 皆野町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

改正内容でございますが、第3条、受給資格等の改正でございます。第1項で手当を支給しない場合の規定を定めておりますが、障害児入所施設等の関係条文を引用しておりますことから、これを改めるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第14、議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度における介護保険料率の特例を規定するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第8号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、改正条例をごらんいただきたいと思います。改正内容は、附則に次の1条を加えるとして、平成29年度の介護保険料の特例を定めるものでございます。

介護保険料は、平成27年度から29年度まで3年間の保険料率が条例第2条におきまして規定をされておりますが、介護保険法施行令の一部が改正されたため、最終年度でございます平成29年度の特例を定める

ものでございます。

具体的には、第1号被保険者の保険料段階の判定に、現在所得をはかる指標として、合計所得金額を用いていますが、被災地等の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地を譲渡した場合に、翌年度の所得が急増する場合があるため、本人の責めに帰さない理由による場合には、所得として取り扱わないとするものでございます。

また、第10号の保険料の減額賦課でございますが、消費税増税が延期をされたことから、現行の減額賦課を継続するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第8号の内容説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第15、議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

厚生労働省令の改正により、地域包括支援センター職員の基準を改めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第9号 皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の新旧対照表をごらん願います。地域包括支援センターの職員に係る基準のうち、主任介護支援専門員は、5年ごとに更新研修を修了することとされたため、その規定を加えるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 地域包括支援センターの職員に係る基準ということなのですが、（1）と（2）が略ということになっているのですが、どういった職員の配置が基準として定められているのか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答えをいたします。

（1）、1号でございますが、保健師その他これに準ずる者1人、（2）、2号、社会福祉士その他これに準ずる者1人。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、現行でも当然この職員は基準として満たしていると、改正後についても既にこの基準を満たして配置になっているかどうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 3号につきましては、この新旧対照表でいきますと、いわゆる主任介護支援専門員の規定でございますけれども、この主任介護支援専門員だけがいわゆるスキルアップを図るということの趣旨だと思いますが、5年ごとの更新研修が義務づけられたということでございます。

今現在は、この主任介護支援専門員はおりません。包括支援センターにはおりませんが、その他これに準ずる者ということで、主任のつかない介護支援専門員が配置をされておりますが、1人で複数の資格を持っている職員がまたこれも複数おりますので、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員あるいは介護支援専門員は満たしております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第16、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想については、議案調査のため議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） よって、議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想については、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について、提案理由の説明を申し上げます。

第4次皆野町総合振興計画基本構想の期間満了に伴い、地方自治法第96条第2項の規定によりの議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づき、第5次皆野町総合振興計画基本構想を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第10号 第5次皆野町総合振興計画基本構想について、議案の内容をご説明申し上げます。

第5次皆野町総合振興計画につきましては、町職員で組織します総合振興計画策定委員会において原案を作成し、その後、議会議員、学識経験者、住民代表による21名の委員で構成された皆野町総合振興計画審議会に諮問し、審議、答申を経て取りまとめたものでございます。なお、この審議会委員21名の中には、公募による委員1名を住民代表委員として任命をいたしました。

総合振興計画の構成は、第1部、序論、第2部、基本構想、第3部、基本計画となっております。

計画の3ページをごらんください。計画の3ページ、2、計画策定の趣旨ですが、皆野町総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、めざすべき皆野町の将来像を示すとともに、町政を総合的、計画的に運営するに当たり、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、町政運営の最も基本となる計画でございます。

総合振興計画の基本構想については、改正前の地方自治法では、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月の地方自治法の一部改正により、この策定義務がなくなり、基本構想を策定し、議会の議決を経るかどうかについては、町の判断に委ねられました。このことから本町では、平成28年第3回定例会において基本構想の策定に当たっては、従来どおり議会の議決を経ることを条例に追加したものでございます。

4ページに移ります。4ページ、(1)、構成と期間ですが、第5次総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成をされています。基本構想は、まちづくりの基本理念、めざすべき将来像を定め、そ

の実現に向けて取り組むべき施策の大綱を示したものです。基本構想の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間で、この基本構想の部分が今回議決をいただく本議案の該当箇所になります。

基本計画は、基本構想に基づき各行政分野における具体的な施策の内容を体系的に示したもので、平成29年度から平成33年度までの前期基本計画の5年間と、平成34年度から平成38年度までの後期基本計画の5年間に分かれております。

実施計画は、基本計画に基づき実施する事務事業について示したものです。計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

(2)、まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけについては、町では人口減少に関する課題を町民が共有し、子供たちの皆野町への愛着を育み、若い世代が皆野町で就労、結婚、子育てを行いながら、経済を活性化し、町民が活躍できるまちづくりを推進するため、平成27年度に皆野町人口ビジョン及び皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。第5次総合振興計画においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を最重要計画と位置づけ、積極的に推進してまいります。

11ページに移ります。11ページ、5、まちづくりの主要課題として7項目を掲げ、それぞれの現状と課題を分析しております。

15ページに移ります。15ページ、6、町民意向では、計画の策定に当たりこれまで町が取り組んできた施策に対する評価や課題、これからのまちづくりに対する意見などを把握するため、町民アンケート調査と企業団体アンケート調査を実施いたしました。

(1)、町民アンケート調査結果、このアンケート調査は、町内在住の15歳以上の方1,000人を対象として、平成28年6月から7月にかけて実施をいたしました。回収率は61.8%と高く、町民の皆様の関心度の高さを示しております。一番下の項目、分野別施策の満足度、重要度については、これまでに町が取り組んできた分野別施策5分野、29項目における満足度、重要度について調査いたしました。

16ページに移ります。16ページ、分野別施策の重要度、満足度のマトリックス表の上段は、満足度、重要度の平均値を基準としてAからDまでの4つの領域に分類したものです。下の表の上段右側A欄、満足度が高く重要度も高い領域ですが、この領域にある施策は、今後も重点施策として位置づけ取り組んでいく必要があります。これまでの積極的に取り組んでいる子育て支援の充実、学校教育の充実、保健予防・医療の充実、高齢者福祉の充実などが上位となっております。

その左側B欄、満足度が高く重要度が低い領域については、町民の満足度は得られていますが、その反面、重要度が低いことから町民のニーズを十分把握した上で、今後の施策を実施する必要があります。

下段右側C欄、満足度が低く、重要度が高い領域では、町民の重要度が高い割には、対応が不足している状態にあることがうかがえ、施策の見直しや改善に取り組む必要があります。

左側D欄、満足度が低く、重要度も低い領域です。施策に対する町民の関心が低いことがうかがえることから、町民の関心を高めるための取り組みが必要です。

次の17ページ、(2)、企業・団体アンケート調査結果ですが、アンケート調査は、従業員5人以上の町内企業50社を対象とし、8月に実施をいたしました。調査期間が夏休み等と重なった影響もあり、回収率は18%でした。団体アンケート調査は、町内で活動する団体から13団体を抽出し、企業アンケート調査と同様に8月に実施し、回収率は30.8%でした。

第1部、序論におけるまちづくり主要課題、町民アンケート調査や企業・団体アンケート調査の結果を踏まえ、第2部の基本構想、第3部の基本計画を作成いたしました。

19ページに移ります。19ページ、第2部、基本構想ですが、1枚めくっていただきまして、21ページ、1、まちづくりの基本理念は、町民と行政が相互に信頼し、協力することにより、多くの町民が共感できるまちづくりに取り組むものとし、ひと、暮らし、文化をまちづくりの基本理念といたしました。ひとは、楽しく子育て、元気で長生き、子どもからお年寄りまで、みんな笑顔のまちづくり、暮らしは、産業の振興と、快適な環境のなかで、毎日、安全・安心な生活がおくれるまちづくり、文化は、伝統文化と、地域コミュニティを大切にし、学力向上と生涯学べるまちづくりと定めております。

2、まちづくりの目標、(1)、皆野町の将来像は、「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」です。皆野町の魅力とときめきを創造していく中で、新たに皆野町を住んでみたいまちとして、また住んでいる町民がこれからも住み続けたいまちとなるよう、将来像の実現に向けて積極的に取り組みます。

(2)、まちづくりの主要目標は、皆野町の将来像を実現するため、5つのまちづくりの目標を定めております。Ⅰ、楽しく子育てと元気で長生きができるまち、健康・福祉の推進。22ページに移ります。22ページに移り、Ⅱ、豊かな心と多彩な文化を育むまち、教育・文化の向上。Ⅲ、豊かな自然と産業が息づくまち、環境保全・産業振興。Ⅳ、安全で快適な生活が実感できるまち、生活基盤の整備。Ⅴ、笑顔が行き交う共助と自助のまち、コミュニティの推進・行政基盤の強化です。この主要目標につきましては、第4次総合振興計画における方向性や総合戦略による取り組み状況等を踏まえた上で決定しております。

次の23ページ、(3)、将来人口は、本町の人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究会による推計では、2060年の総人口は4,622人まで減少すると予想されています。皆野町人口ビジョンでは、この推計に女性の希望出生率の実現、移動率の縮小、転入者の増加など独自の設定要因を加え、2060年の将来人口の設定を行っております。本計画においては、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指すものとし、2060年の皆野町の総人口を8,000人程度と設定をいたしました。

23ページ中段のこの将来人口を実現するための基本方向として、基本方向1、合計特殊出生率を高める（理想の子供数を実現しよう！）、基本方向の2、移動率を縮小する（転出を減らそう！）、基本方向3、子育て世代の転入を増やす（移住の地として選ばれよう！）と定めております。

24ページに移ります。24ページ、(4)、土地利用構想は、①、土地利用の基本方向として、町民のために限られた貴重な資源である土地の利用に当たっては、長期的な展望のもと、自然・歴史・文化と共生した公共の福祉を最優先し、地域の特徴を生かしながら、総合的かつ計画的に取り組みます。

②、地域別土地利用の方向につきましては、市街地整備地域、農業地域、企業誘致地域、観光・自然公園地域、森林地域の5地域について、それぞれの方向性を示しております。

次の25ページからは、第3部、基本計画です。26ページに移ります。26ページ、まちづくり施策体系で、基本構想で定めた皆野町の将来像を実現するため、5つのまちづくりの主要目標ごとに推進する施策をまとめしております。

次の27ページからがⅠ、楽しく子育てと元気で長生きができるまちに関する基本計画です。

28ページに移ります。28ページに移り、推進する施策として、1、健やかに暮らせるまちづくり、2、子どもを産み育てやすいまちづくり、3、高齢者が元気で暮らせるまちづくり、4、障害者（児）が生活しやすいまちづくり、5、安心して暮らせるまちづくりの5つの施策体系としました。この分野は、町民アンケート調査の結果でも満足度、重要度ともに高い結果となっていることから、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次の29ページ、基本計画では、推進する施策ごとに基本方針を定め、その基本方針に基づき取り組むべき具体的な施策について、現状と課題、主な取り組みを定めております。

推進する施策1、健やかに暮らせるまちづくりでは、子供から高齢者まで全ての町民が健康で過ごすことができるよう、保健・医療体系の充実を図り、町民の健康づくりを支援いたします。具体的な施策としては、①、次世代を育む母子保健の充実、30ページに移ります。30ページに移り、②、生活習慣病対策の充実、32ページに移ります。32ページに移り、④、保健・医療連携体制の推進などに取り組みます。

37ページに移ります。37ページ、3、高齢者が元気で暮らせるまちづくりでは、高齢者が住みなれた地域で元気に自立した暮らしができ、医療や介護が必要になっても、最期まで安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。具体的な施策は、①、地域包括ケアの推進、38ページに移りまして、②、介護予防活動の充実、次の39ページ、③、介護サービスの適正な提供に取り組みます。

45ページに移ります。45ページ、Ⅱ、豊かな心と多彩な文化を育むまちに関する基本計画は、次のページ、46ページの推進施策として、1、確かな学力と自立する力の育成、2、豊かな心と健やかな体の育成、3、質の高い教育環境の整備、4、伝統文化継承と文化財保護・活用の推進、5、「ひと」が輝くまちづくりの5つの施策体系としました。

次の47ページの1、確かな学力と自立する力の育成では、子どもたちの社会的自立に向けて、知・徳・体の成長の記録を共有・活用することにより、一人ひとり確実に伸ばす教育を推進するとともに、夢と志を持ち、人生を切り開くことのできる人間の育成を目指します。具体的な施策といたしましては、①、一人ひとりの学力を確実に伸ばす教育の推進、49ページに移り、49ページ、③、キャリア教育・職業教育の推進、50ページに移りまして、50ページ、④のグローバル化に対応した外国語教育の推進などに取り組みます。

57ページに移ります。57ページ、3、質の高い教育環境の整備では、教職員の資質・能力を向上させるとともに、学校の組織運営の改善などを図ります。また、子どもたちの安全・安心の確保、危機管理体制の整備充実を図ってまいります。具体的な施策として、①、子どもたちの安全・安心の確保、59ページに移ります。59ページ、③、学習環境の整備・充実、60ページに移り、60ページ、④、チーム学校づくりなどに取り組みます。

67ページに移ります。67ページ、Ⅲ、豊かな自然と産業が息づくまちづくりに関する基本計画は、次の68ページ、推進する施策として、1、美しいまちづくり、2、自然との調和がとれたまちづくり、3、「地元づかい」推進のまちづくり、4、つなぐ・つながる観光のまちづくり、5、地域の特性に応じた企業誘致と創業支援の5つの体系としました。

77ページに移ります。77ページ、3、「地元づかい」推進のまちづくりでは、農村物や林産物、木材などを地元で消費する地産地消。店主と気軽に話をしながら買物や食事ができる行きつけの店。顔の見える安心感と地域経済循環の大きな力となる「地元づかい」を推進します。具体的な施策といたしましては、①、地産地消の推進、79ページに移ります。79ページ、②、農産物の付加価値の向上、81ページに移り、④、行きつけのお店づくりを推進いたします。

82ページ、4、つなぐ・つながる観光のまちづくりでは、増加している秩父地域への観光客を本町に呼び込み、商業・観光業の活性化を図るため、近隣市町村等と連携した情報発信や基盤整備など、受け入れ態勢の強化を推進してまいります。具体的な施策は、①、他市町村と連携した回遊性の向上、②、観光情報の集約と発信、84ページに移り、③、おもてなし意識の醸成などに取り組みます。

91ページに移ります。91ページ、IV、安全で快適な生活が実感できるまちに関する基本計画は、町民アンケート調査の結果において、満足度が低く、重要度が高い分野です。92ページに移り、92ページの推進する施策として、1、町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくり、2、人も車も安全な道路・交通環境の整備、3、快適な生活基盤の整備の3つの施策体系としました。

次の93ページ、93ページ、1、町民の「生命」・「身体」・「財産」を守るまちづくりは、災害や犯罪から町民を守るため、町・町民・関係機関が一体となって、防災・防犯対策の充実を図ります。具体的な施策は、①、防災対策の充実、94ページに移り、②、消防・救急・救助体制の充実、96ページに移ります。96ページ、④、危機管理体制の充実などに取り組みます。

次の97ページ、2、人も車も安全な道路・交通環境の整備では、緊急自動車の通行不可能な狭隘道路の整備や県道整備を働きかけるとともに、公共交通機関の改善に取り組み、人にも車にも安全な環境づくりを推進します。

100ページに移ります。100ページ、3、快適な生活基盤の整備では、誰もが安心して生活できる環境整備に取り組み、住んで良かったと実感できるまちづくりを推進します。具体的な施策、①、安全・安心な水の供給では、平成28年4月に、秩父地域の水道事業が広域化され、秩父広域市町村圏組合において、老朽化した水道管や施設などの整備が進められております。

105ページに移ります。105ページ、V、笑顔が行き交う共助と自立のまちに関する基本計画は、次の106ページ、推進する施策として、1、町民力・地域力を生かしたまちづくり、2、行政基盤の強化、3、財政基盤の強化の3つの施策体系としました。この分野は、町民アンケート調査の結果では、満足度と重要度がともに低いことから、町民の関心を高めるため、より一層の取り組みが求められております。

1、町民力・地域力を生かしたまちづくりでは、町民、行政区、事業者、ボランティア団体などがまちづくりに参加しやすい環境整備を推進するとともに、地域コミュニティの活性化を促進し、町民力・地域力の向上を図ってまいります。

110ページに移ります。110ページ、2、行財政基盤の強化、115ページに移りまして、115ページ、3、財政基盤の強化につきましても、引き続き取り組んでまいります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。



### ◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



### ◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。あす8日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時09分